

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月11日
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小松 薫夜
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	笹倉 里奈 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03-6736-2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	J P M中小型株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

J P M 中小型株オープン

（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、野村信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えください。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「（５）申込手数料」は含みません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社については、後記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（５）【申込手数料】

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日

現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.3%（税抜3.0%）が上限となっています。

＊ 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社については、後記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

- ② 自動けいぞく投資契約^{*}に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

＊ 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、２つのコースがあります。

- ・ 「一般コース」……………収益の分配時に収益分配金をお受け取りになれます。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」……収益分配金が税引き後、再投資されます。

なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。取得申込みの単位は、取扱いコース毎に、以下の単位とします。

一般コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース	1万口以上1口単位または1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結します。

また、自動けいぞく投資契約に加えて、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約^{*}を取交わした場合、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

＊ 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社については、後記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（７）【申込期間】

2025年7月12日から2026年7月10日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込期間中、次の場所において申込みを取扱います。（本書において「販売会社」ということがあります。）

申込取扱場所	本店所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1

（注）国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して４営業日目までに取得申込代金^{*}を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、前記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

＊ 「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。

取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

販売会社については、前記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

- ① 申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。
- ② 日本以外の地域における受益権の発行はありません。
- ③ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用はありません。
- ④ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年１月４日より振替制度に移行しました。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

- ⑤ 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、当ファンドの信託約款の定めにより、受益者を代理して当ファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請できることから、原則として当ファンドの2006年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が2007年１月４日以降となるものを含みます。）を、受益者を代理して2007年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請（以下「振替受益権化」といいます。）しました。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、委託会社は当該申請をしていません。当該受益証券については、今後信託期間中において委託会社が保有者から受益証券の提示を受けて確認した後当該申請を行うものとします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、日本の中小型株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として、積極的な運用^{*}を行います。

＊ 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するGIM中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,300億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類^{*1}—追加型投信／国内／株式

属性区分^{*2}—投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））^{*3}

＊3 マザーファンドへの投資を通じて、株式（中小型株）に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））と記載しています。

決算頻度：年2回

投資対象地域：日本

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ^{*4}：なし

＊4 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

＊1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会—商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

※ 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式 中小型株））： 親投資信託への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち、目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの。
決算頻度	年 2 回： 目論見書または信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	日本： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型		株 式
	国 内	債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株 式 中小型株)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル		あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
	その他	アフリカ	なし	
	中近東 (中東)			
	エマージング			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

H P アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

（二）ファンドの特色

本書で使用される名称等について、以下のとおり定義します。

J. P. モルガン・アセット・マネジメント

J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。委託会社は、J. P. モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

日本株式グロース戦略運用担当

日本株式グロース戦略により、日本の株式の運用を担当するポートフォリオ・マネジャーの総称です。J. P. モルガン・アセット・マネジメント各社で横断的に構成されているため、委託会社の所属でない者を含みます。日本株式グロース戦略運用担当は、J. P. モルガン・アセット・マネジメント内で横断的に構成された、新興国および日本を含むアジア太平洋地域の各国への投資を担当する、エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム（略称：EMAP）に属します。日本株式グロース戦略運用担当を含めたEMAP内で情報交換が行われ、各銘柄の調査・分析に活用されています。

日本株式グロース戦略

企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行う株式運用戦略です。具体的には、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。当運用戦略は、日本株式グロース戦略運用担当が運用を担当しています。

企業取材

企業訪問、企業来訪、電話取材等を通じて、企業の情報を得ることをいいます。なお、REIT^{*}にかかる企業取材は、その運用会社や投資法人に対して行います。

^{*} 「REIT」とは、不動産投資信託等の受益証券、法令により当該受益証券とみなされる受益権および投資証券をいいます。

「不動産投資信託等」とは、投資信託および投資法人のうち、その投資信託約款または投資法人規約において、投資信託財産または投資法人の財産の総額についてその2分の1超の額を不動産等（土地の賃借権、地上権、不動産を主たる投資対象とする信託受益権等を含みます。）で運用することを目的とするものをいいます。

ボトムアップ・アプローチ

経済等の予測・分析により銘柄を選定するのではなく、個別企業の調査・分析から銘柄の選定を行う運用手法です。

ベンチマーク

ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。

ラッセル野村中小型インデックス

Russell/Nomura 日本株インデックスのサイズ別指数です。

Russell/Nomura Total Marketインデックス（ラッセル野村総合インデックス）は、日本株式市場全体の時価総額上位約98%をカバーする指数で、このうち時価総額下位約50%の銘柄によりRussell/Nomura Mid-Small Capインデックス（ラッセル野村中小型インデックス）が構成されています。同指数の時価総額分類においては、市場の実勢を反映させるため安定持株控除後の時価総額を用いており、指数構成銘柄の見直しは原則年1回行われています。

Russell/Nomura日本株インデックスの知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社およびFrank Russell Companyに帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社および

Frank Russell Companyは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

定量モデル

財務データ等の定量化（数値化）された客観的な情報を利用して、ポートフォリオのリスクを分析するモデルをいいます。

バリュエーション

企業の利益・資産等の企業価値に対して、株価が相対的に割安か割高かの判断をいいます。

PER（株価収益率）

株価を1株当たり利益で割ったものをいいます。PERが低いほどその企業の収益力に対して株価が割安であるとみることができます。

PBR（株価純資産倍率）

株価を1株当たり純資産で割ったものをいいます。PBRが低いほど資産価値に対して株価が割安であるとみることができます。

EV/EBITDA

EV（企業価値）が、EBITDA（利払前税引前償却前利益）の何倍かという指標をいいます。EV/EBITDAの値（倍率）が低いほど、その企業の株価は割安であるといえることができます。

配当利回り

株価に対する年間配当金の割合を示す指標をいいます。

市場コンセンサス予想

市場関係者による企業業績、株価、経済指標等の予想数値のことをいいます。

- ① マザーファンドを通じて、主として日本の中小型株式の中から、成長性があり、かつ株価水準が割安と判断される銘柄を中心に投資します*。

組入銘柄は、日本の取引所における全上場銘柄から時価総額上位100銘柄を除いたものが中心となります。ただし、ある銘柄をマザーファンドに組み入れた後に、当該銘柄が時価総額上位100銘柄に入った場合は、継続して保有できるものとします。

* 投資対象にはREITも含まれます。（以下同じ。）

投資対象は日本の取引所における上場（これに準ずるものを含まれます。）銘柄の中から、前記銘柄に厳選しています。

- ② 銘柄の選定は、日本株式グロース戦略運用担当が行う企業取材に基づくボトムアップ・アプローチ方式で行います。

ポイント1 徹底した企業取材を基にした分析

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャー全員が業種にこだわらず企業取材^{*}を行うことにより、業種間の比較が容易になります。企業取材においては、事業戦略の優位性や経営陣の質の見極めに重点を置いており、特に経営陣との対話を重視しています。これらを総合的に分析し、銘柄の選定に反映します。

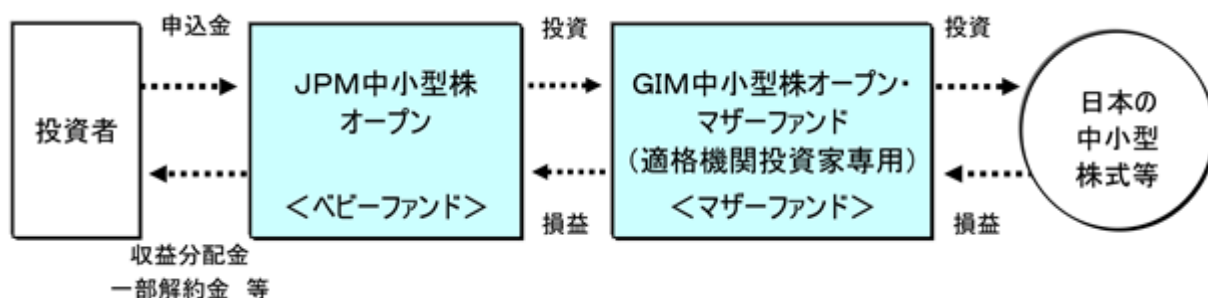
^{*} J. P. モルガン・アセット・マネジメントで日本株式グロース戦略の運用を担当するポートフォリオ・マネジャー、ならびに委託会社の株式運用本部に所属する他の運用チームおよび投資調査部所属のアナリストによる大型株式を含む日本の株式についての企業取材件数の合計は、年間延べ約4,700件（2024年実績）です。

ポイント2 J. P. モルガン・アセット・マネジメントの国内およびグローバルでの情報の活用

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャーによる横断的・多面的な企業取材に加えて、委託会社の株式運用本部に所属する他の運用チームや投資調査部との情報共有を積極的に行っているほか、J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを積極的に活用することで調査・運用能力を強化しています。

- ③ 当ファンドの運用はファミリーファンド方式^{*}により、マザーファンドを通じて行います。

^{*} 「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



- ④ 当ファンドのベンチマークは、ラッセル野村中小型インデックス（配当込み）とします。

当ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。なお、日本の株式市場の構造変化等によってベンチマークを見直す場合があります。

（注）資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

（2）【ファンドの沿革】

1996年10月31日 当ファンドの信託契約締結、および設定・運用開始

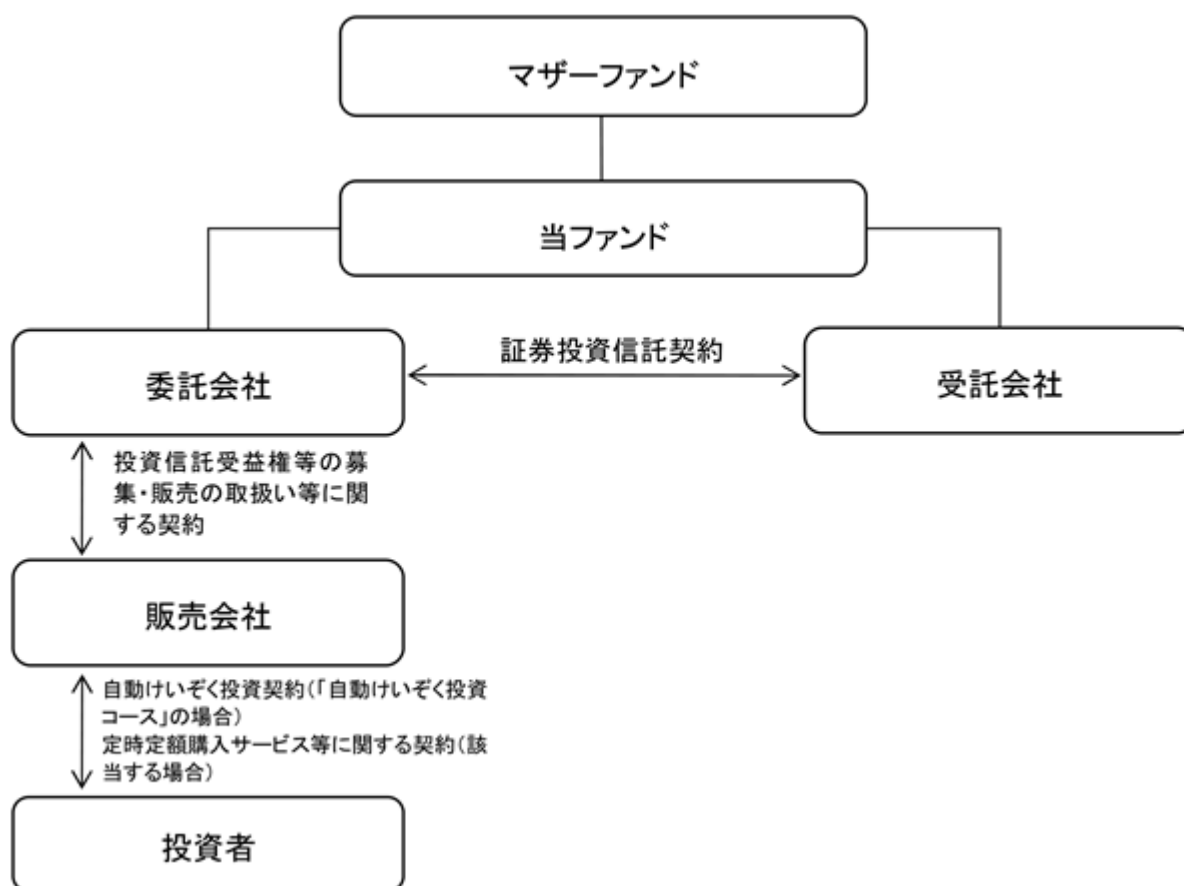
2004年1月16日 マザーファンドの信託契約締結および設定・運用開始、ならびにファミリーファンド方式の運用開始

2013年7月20日 当ファンドおよびマザーファンドの名称変更

2015年5月29日 マザーファンドの名称変更

（３）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組図



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に規定する事項を記載した書面（以下「運用報告書（全体版）」といいます。）および同法同条第2項に規定する事項を記載した書面（以下「交付運用報告書」といいます。）をいいます。以下同じ。）の作成等を行います。

② 野村信託銀行株式会社（受託会社）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③ 野村證券株式会社（販売会社）

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

- ① 資本金 2,218百万円（2025年5月末現在）
- ② 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号
- ③ 設立年月日 1990年10月18日

④ 会社の沿革

- 1971年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
- 1985年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 1990年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立
- 1995年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
- 2001年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
- 2006年 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 2008年 J P モルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

⑤ 大株主の状況（2025年5月末現在）

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ジェー・ピー・モルガン・ アセット・マネジメント（アジア） インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) 運用方針

- ① 当ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券に投資し、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として積極的な運用を行います。
- ② マザーファンドは、企業の成長性に着目し、かつ株価水準が割安と判断される銘柄を選定して投資し、その信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。

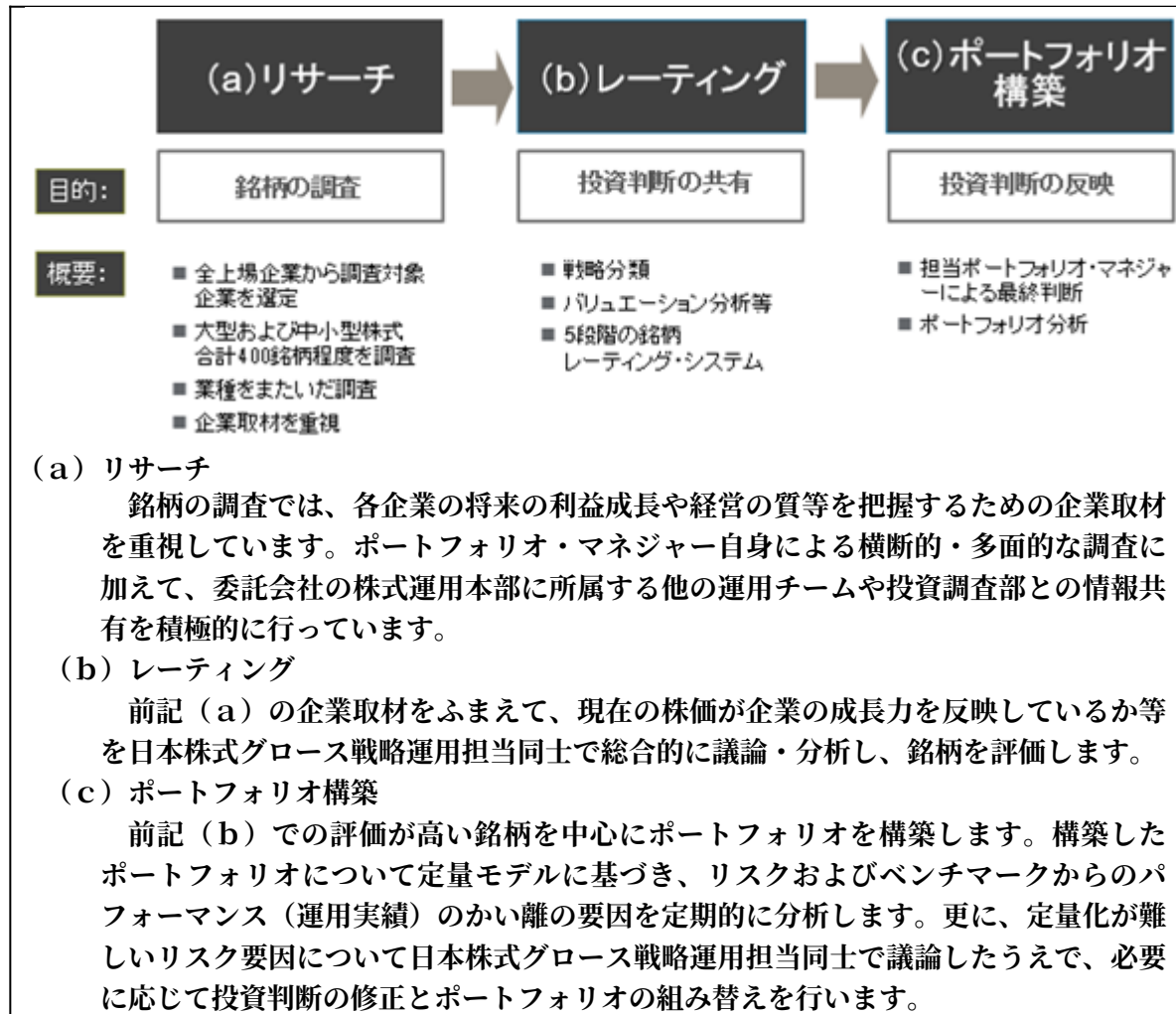
(ロ) 投資態度

マザーファンドにおける投資プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、以下にしたがった運用が行えないことがあります。

- ① マザーファンドの運用は、委託会社において、日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャー（以下「マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー」といいます。）が行います。

② マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。



前記における運用プロセスの詳細は以下のとおりとなります。

(a) リサーチ

● コア・カバレッジ

日本株式グロース戦略では、日本の株式について、市場全体の動向を的確に分析するため、重点調査対象銘柄としてコア・カバレッジを活用します。コア・カバレッジは約400銘柄の大型株式および中小型株式で構成されます。原則、投資対象銘柄群の全ての業種から銘柄を選び、東京証券取引所のプライム市場上場銘柄の時価総額に対して70%以上をカバーしています。コア・カバレッジの銘柄は必要に応じ見直します。

コア・カバレッジの活用により、大型株式から小型株式まで、業種をまたいだ横断的な調査を行い、個別企業・業界の分析や投資テーマの発掘を行うことが可能となります。また、新しく魅力的な投資テーマや銘柄を発掘するため、コア・カバレッジ以外の銘柄の調査活動も積極的に行っています。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、コア・カバレッジを含む全ての投資銘柄群に対する企業調査の結果、各銘柄のレーティングをもとに最終的な投資判断を行います。

● 徹底した企業取材の重視と国内およびグローバルのネットワークによる情報の活用

日本株式グロース戦略では、ポートフォリオ・マネジャー自身が業種をまたいで企業取材を行い、マザーファンドの運用に反映させています。

日本株式グロース戦略運用担当のポートフォリオ・マネジャーによる横断的・多面的な企業取材に加えて、委託会社の株式運用本部に属する他の運用チームや投資調査部との情報共有を積極的に行っています。投資調査部には業界知識豊富なアナリストが所属しており、同部との情報共有を通じて調査能力の強化に繋がっています。また、J. P. モルガン・アセット・マネジメントのグローバルなネットワークを積極的に活用します。J. P. モルガン・アセット・マネジメント内の海外拠点に所属する債券、株式等の運用チームと情報を共有し、海外各地域のマクロ経済・企業動向が日本の経済および資本市場に与える影響を勘案し、マザーファンドの投資判断に活用します。

(b) レーティング

日本株式グロース戦略では、リサーチに基づいて各銘柄に5段階のレーティングを付与します。レーティングの付与にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより企業の中長期的な成長力を把握し、現在の株価が企業の成長力を反映しているかを分析します。

● 戦略分類とレーティング

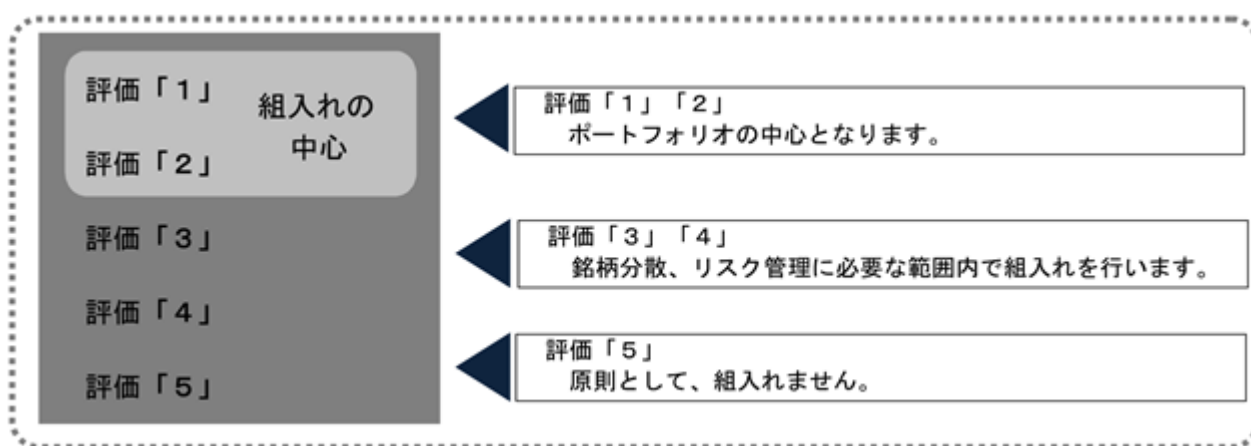
戦略分類は、「Is this a business we want to own?（この会社のオーナーになりたいか?）」という観点から、企業の中長期的な成長の可能性および競争優位の持続性を判断する枠組みです。収益性、持続性、ガバナンスの3つの側面からのアプローチで約100項目のチェックリストを基に各銘柄のリスクを徹底的に分析し、優れている順に「プレミアム」「クオリティ」「スタンダード」「チャレンジド」に分類します。

戦略分類により中長期的な成長性を見極めたうえで、バリュエーション分析等を重ねることで「Do we want to own it at today's price?（現在の株価でこの会社のオーナーになりたいか?）」を判断し、1から5のレーティングを決定します。

戦略分類およびバリュエーション分析等を行うにあたって着目するポイントの例は以下のとおりです。

戦略分類（プレミアム、クオリティ、スタンダード、チャレンジド）		
収益性	持続性	ガバナンス
高い収益性・効率性 設備投資の必要性 キャッシュフローの創出力 財務の健全性 物価変動が収益性に与える影響	競争優位性と持続可能性 業界構造と見直し 技術革新が競争力や産業構造に与える影響 外部環境のリスク 環境・社会的責任への経営意識	過去実績や経営ビジョン・戦略など経営の質 財務の透明性と情報開示 政治・規制リスク 適切な資本配分 株主還元の拡充
バリュエーション分析等		
PER、PBR、EV/EBITDA、配当利回り、長期的な利益成長見通しに基づく5年期待リターンの 相対評価（市場平均比、業界他社比、過去比）および絶対評価 その他（市場コンセンサス予想からの乖離、流動性、需給動向等）		
レーティング		
評価「1」 大幅なアウトパフォーマンス 評価「2」 アウトパフォーマンス 評価「3」 マーケットと同水準 評価「4」 アンダーパフォーマンス 評価「5」 大幅なアンダーパフォーマンス 原則としてポートフォリオに組入れない		

(c) ポートフォリオ構築



銘柄評価を基にマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが、マザーファンドの投資目標、リスク許容度および運用ガイドラインを考慮し、最終的な組入れ銘柄、および各銘柄の組入れ比率を決定します。構築したポートフォリオについて定量モデルに基づき、リスクおよびベンチマークからのパフォーマンス（運用実績）のかい離の要因を定期的に分析します。更に、定量化が難しいリスク要因について日本株式グロース戦略運用担当同士で議論したうえで、必要に応じて投資判断の修正とポートフォリオの組み替えを行います。

実際のマザーファンドのポートフォリオでは、市場環境、売買のタイミング、流動性等の理由により、評価「1」銘柄の非保有や、評価「5」銘柄の保有が生じる場合があります。

ESG^{*}投資について

委託会社は、マザーファンドの運用プロセスの一環として、財務的に重要な環境、社会、ガバナンス面（企業統治）（ESG）の要素を組み入れています（これらの要素の運用プロセスへの組み入れを「ESGインテグレーション」といいます。以下同じ）。ESGインテグレーションは、銘柄分析と投資判断にESGの要素を体系的に統合するものです。運用プロセスの一環として、委託会社のポートフォリオ・マネジャーは、環境、社会、ガバナンス面の各要素が、マザーファンドの投資対象の発行会社または国・地域等の発行体に与える影響を評価します。委託会社のポートフォリオ・マネジャーは、各業界の主要な投資機会とリスクを分析することで、発行会社等にかかるESGの要素のうち財務的に重要性が高い要因を特定し、当該会社等との対話に役立つ重要な問題を確認します。これらの評価は決定的なものではなく、これらの要素により悪影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券に投資を行い保有することがあります。一方、マザーファンドは、これらの要素によりプラスの影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券であっても、それらを売却することや投資しないことがあります。特に、ESGインテグレーションは、マザーファンドの投資目的を変更するものではなく、特定の業種や企業を除外したり、マザーファンドの投資対象を制限したりするものではありません。マザーファンドは、特定の種類の企業もしくは投資対象を除外したい、または特定のESG目標を実現するファンドを探している投資家のために設計されているものではありません。

＊ 「ESG」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

ESG分析の枠組みとしては、マテリアリティフレームワークを用います。マテリアリティフレームワークでは、調査対象企業を業種ごとに分類し、各業種に関連するESGに関する重要な論点を精査し、スコア化します。このスコアの合計点をポートフォリオ構築上の定性判断の材料や、企業との対話の際の参考資料として用います。

＜当ファンドまたはマザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置＞

委託会社は、当ファンドまたはマザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内容は後記の「J P モルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について」をご覧ください。委託会社は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。

（２）【投資対象】

（イ）委託会社は、信託金を、マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（イ）において同じ。）に投資することを指図します。（J P M 中小型株オープン約款（以下「信託約款」といいます。））

- １．株券または新株引受権証券
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）
- ６．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- ９．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １０．コマーシャル・ペーパー
- １１．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から１１までの証券または証書の性質を有するもの
- １３．証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１０号で定めるものをいいます。）
- １４．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第１１号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １５．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１８号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １６．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第１９号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。以下同じ。）
- １７．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第２０号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- １８．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- １９．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第１４号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。以下同じ。）

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ロ) 委託会社は、信託金を、前記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

(ハ) 前記(イ)の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(ロ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの投資対象

(イ) マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（GIM中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、次に掲げるものに限ります。）にかかる権利

- (1) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法施行前の旧証券取引法（以下「旧証取法」といいます。）第2条第21項に定める有価証券指数等先物取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (2) 有価証券オプション取引（旧証取法第2条第22項に定める有価証券オプション取引をいいます。以下同じ。）にかかる権利
- (3) 外国市場証券先物取引（旧証取法第2条第23項に定める外国市場証券先物取引をいいます。）にかかる権利
- (4) 有価証券店頭指数等先渡取引（旧証取法第2条第25項に定める有価証券店頭指数等先渡取引をいいます。）にかかる権利
- (5) 有価証券店頭オプション取引（旧証取法第2条第26項に定める有価証券店頭オプション取引をいいます。）にかかる権利
- (6) 有価証券店頭指数等スワップ取引（旧証取法第2条第27項に定める有価証券店頭指数等スワップ取引をいいます。）にかかる権利
- (7) 金融先物取引（金融商品取引法施行前の旧金融先物取引法第2条第1項に定める金融先物取引をいいます。）にかかる権利
- (8) 金融デリバティブ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第14号に定める金融デリバティブ取引をいいます。）にかかる権利

（９）外国金融商品市場（金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引（旧証取法第２条第20項に定める有価証券先物取引をいいます。以下同じ。）と類似の取引にかかる権利

ハ．金銭債権（イ、ロ、ニに掲げるものを除きます。）

ニ．約束手形（イに掲げるものを除きます。）

２．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。以下（ロ）において同じ。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券

６．特定目的会社に係る特定社債券

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

８．協同組織金融機関に係る優先出資証券

９．特定目的会社に係る優先出資証券

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から11までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券または外国投資証券

15．外国貸付債権信託受益証券

16．オプションを表示する証券または証書

17．預託証券

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

（ハ）委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で５の権利の性質を有するもの

(二) 前記(ロ)の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記(ハ)に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにかかる、委託会社における運用体制は以下のとおりです。
- ① 日本株式グロース戦略運用担当は、委託会社内の組織上、株式運用本部の株式運用部に所属しています。また、アナリストが所属する投資調査部も株式運用本部に属しています。
- ② 株式運用本部の株式運用部には9名のポートフォリオ・マネジャーが所属しています。株式運用部内で開催される運用に関わる諸会議にて、銘柄評価、資産配分、投資政策等、運用の基本方針を策定します。
- ③ マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、前記②における運用に関わる諸会議で策定された基本方針を踏まえ、運用計画を策定しそれに基づき投資判断を行います。その際、日本株式グロース戦略運用担当同士でまたは株式運用本部の株式運用部に所属する他のポートフォリオ・マネジャーと意見交換した結果も参考にします。
- ④ 有価証券等の売買執行業務は、運用部門から独立しているトレーディング部門で行われます。なお、当該執行業務は、当該運用部門の拠点以外のJ. P. モルガン・アセット・マネジメントに所属する他の拠点で行われる場合があります。
- ⑤ 運用分析部門において、ポートフォリオの分析および評価が行われ、運用部門から独立したJ Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッド^{*1}（香港法人）のインベストメント・ダイレクターやマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。また、ポートフォリオ分析部門は、運用分析部門からの情報を基に、必要に応じて更なる分析を行い、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーにその情報を提供します。
- ⑥ 運用部門から独立した委託会社およびJ Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドの以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。
 - ・ J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。また、投資ガイドライン^{*2}の遵守状況の報告を受け、必要があれば是正を求めます。
 - ・ 委託会社のコンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
 - ・ 委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドライン^{*2}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

*1 J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、J. P. モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

*2 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

(注) 前記の運用体制、組織名称等は、2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンドおよびマザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

・ 委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

(4) 【分配方針】

毎計算期間終了時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

① 分配対象額の範囲

繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。（詳細については信託約款第44条第1項をご参照ください。）

なお、分配対象額の範囲には分配準備積立金および収益調整金が含まれます。

② 収益分配金の分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

② 受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者に支払います。

③ 「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金に関する留意事項

・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益^{*2}および評価益を含む売買益^{*3}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

・ 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

*1 後記「4 手数料等及び税金」の「(3) 信託報酬等」および「(4) その他の手数料等」をご参照ください。

＊2 信託約款第44条第1項第1号をご参照ください。

＊3 信託約款第44条第1項第2号をご参照ください。

（５）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第9条に規定するものをいいます。以下④、⑥および⑦において同じ。）に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。⑨において同じ。）との合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第7条第2項に規定するものをいいます。以下④、⑦、⑫、⑭および⑮において同じ。）の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

③ 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

④ 投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ 信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。「転換社債型新株予約権付社債」とは、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。（以下同じ。）

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の1および2の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつファンドが限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第19条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の1および2の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）の合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第19条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第19条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

⑦ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）を行うことの指図をすることができます。
- B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下Cにおいて同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- D 前記Cにおいてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- E スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- F 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 有価証券の貸付の指図および範囲

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑩ 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑪ 再投資の指図

委託会社は、⑩の規定による一部解約金ならびに売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑫ 資金の借入れ

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第19条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

C 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬ 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑭ デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券先物取引等（⑥に定める取引をいいます。）、スワップ取引（⑦に定める取引をいいます。）、ならびに信託約款第19条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて⑭において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下⑭において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

⑮ 分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

株式への投資には、制限を設けません。

② 外貨建資産への投資制限

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第9条に規定するものをいいます。以下④、⑦、⑬および⑭において同じ。）の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

③ 投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

④ 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 信用取引の指図範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

B 前記Aの信用取引の指図は、次の1から6までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1から6までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求または転換社債型新株予約権付社債の新株予約権により取得可能な株券。
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第14条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額の範囲内とします。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

C 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、取引所金融商品市場における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建、コール・オプションの売付けおよびプット・オプションの買付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第14条第2項各号に掲げる投資対象で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建、コール・オプションの買付けおよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびにマザーファンド信託約款第14条第2項各号に掲げる投資対象で運用している額（以下2において「余資投資対象運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただしヘッジ対象金利商品が外貨建で信託財産の外貨建資産組入可能額（マザーファンド信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入外貨建貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が余資投資対象運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る組入外貨建有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

⑦ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

A 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、またはその価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

B スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンド信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

C スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に該当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

D スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

E 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1および2の範囲内で貸付ける指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑨ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑩ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

⑪ 再投資の指図

委託会社は、前記⑩の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑫ 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

⑬ デリバティブ取引等の市場リスク量の管理

有価証券先物取引等（⑥に定める取引をいいます。）、スワップ取引（⑦に定める取引をいいます。）、ならびにマザーファンド信託約款第14条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて⑬において「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下⑬において「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

⑭ 分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

- ① 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。
- ② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下同じ。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には、当ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主に国内の株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

① 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。マザーファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、マザーファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。特に、中小型株式への投資は大型株式への投資に比べて大きなリスクを伴います。中小型株式の発行会社の業績・財務状況は、国内外の政治・経済情勢からより大きな影響を受け、大型株式に比べ、株価がより大幅に変動する可能性があります。このリスクは、比較的小規模で業歴の浅い発行会社の株式に投資する場合にはより高くなります。

② 流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、マザーファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱う取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があります、その結果マザーファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、マザーファンドはその信託財産の価値が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、マザーファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、マザーファンドは不利な時点や条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

③ 当ファンドに特有の流動性リスクに関する留意事項

中小型株式は大型株式に比べて、市場での売買高が少ない場合があります。注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なることがあります。特に、急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、そのような状況に陥る可能性が高まります。この場合には、当該株式の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値が影響を受けることがあります。

④ 銘柄選定方法に関するリスク

銘柄の選定はボトムアップ・アプローチにより行いますので、ポートフォリオの構成銘柄や業種配分は、日本の中小型株式市場全体やベンチマークとは異なるものになります。そのため、マザーファンドの信託財産の価値の変動が日本の中小型株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なるものになり、より大きく変動する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

⑤ 為替変動リスク

為替相場の変動の影響による価格変動リスクです。マザーファンドは、信託財産の純資産総額の50%以下の範囲内で外貨建資産に投資することができますので、外貨建資産に投資した場合には、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値が変動します。

⑥ 投資銘柄集中リスク

マザーファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、中小型株式市場全体の動きやベンチマークの動きと異なり、マザーファンドの信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

⑦ 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、ベンチマークを変更することもあります。

⑧ 解約・追加による資金流入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流入に伴うリスクがあります。

⑨ 繰上償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中でであっても繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑩ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドの基準価額およびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

⑪ 市場に関する留意点

マザーファンドが投資している有価証券等の価格は日々変動し、金融市場全般や特定の業種に影響を及ぼす様々な要因を受け、下落することがあります。

世界全体における経済および金融市場の相互影響度合いが高まってきており、1つの国や地域における事象や状況が、他の国々や地域の市場や銘柄に悪影響を及ぼす傾向が強まっています。また、戦争、テロリズム、環境災害、自然災害、政情不安、感染症の流行やパンデミック（世界的大流行）などの世界的な事象もマザーファンドの投資対象の価値の下落をもたらす要因となる可能性があります。

例えば、新型コロナウイルス（COVID-19）による疾患の拡大は、世界全体の経済、市場および各企業に悪影響を与えており、マザーファンドが投資する有価証券等に対しても同様です。新型コロナウイルスのパンデミックや将来的に起こりうる他の感染症等の流行およびパンデミックの影響により、現在から将来に渡りマザーファンドについて、その投資対象の価値の著しい下落、その価格の乱高下、その価格算出への悪影響、その既存リスクの拡大、その純資産総額算出の中断または延期、およびその事務の一時中断が生じる可能性があります。新型コロナウイルスのパンデミックの期間と影響、それに関連する経済状況と市場状況、および長期にわたる不確実性は、現時点では合理的に見積もることができません。新型コロナウイルスの最終的な影響と、関連する状況がマザーファンドにどの程度影響を与えるかは、今後の状況次第であり非常に不確実なものです。このような状況は正確に予測することが難しく、かつ頻繁に変わる可能性があります。

⑫ 法律、税制および規制に関するリスク

法律、税制および規制の変更が当ファンドの信託期間中に生じ、それが当ファンドおよびマザーファンドに悪影響を及ぼすことがあります。現在施行されている法律および規制が変更された場合、または新しい法律および規制が制定された場合、当ファンド、マザーファンドおよび投資者に対する法的要件は現在求められているものと大幅に異なる可能性があります、当ファンド、マザーファンドおよび投資者に重大かつ悪い影響を及ぼすことがあります。

参考情報

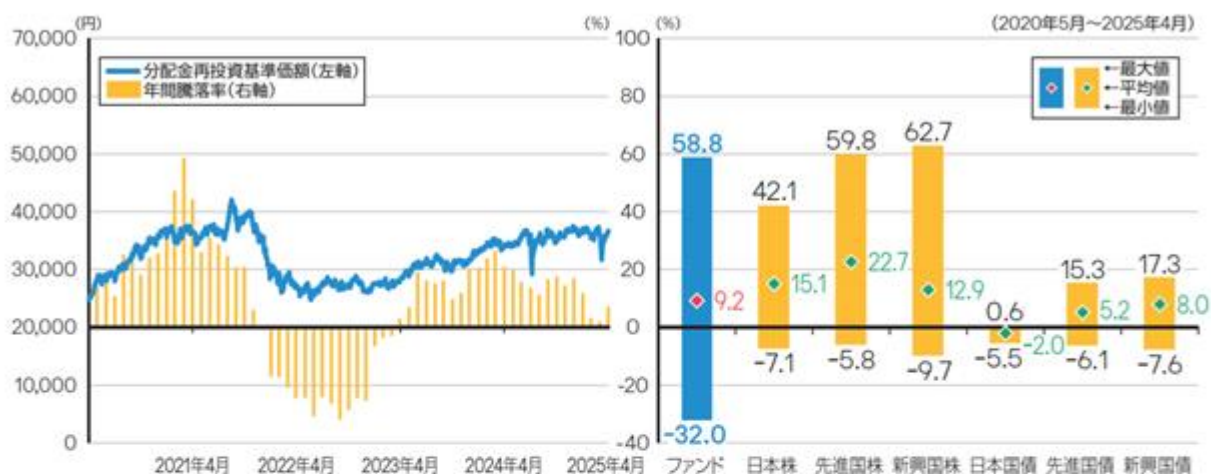
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2020年5月～2025年4月の5年間に於ける、ファンドの分配金再投資基準価額（日次）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。）
- 代表的な資産クラスの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX（配当込み）

先進国株・・・MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケットズ・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債・・・NOMURA-BPI（国債）

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケットズ・グローバル（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケットズ・インデックス（配当込み、円ベース）は、委託会社で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケットズ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケットズ・インデックス（配当込み、円ベース）は、同社が発表したMSCIコクサイ指数（配当込み、米ドルベース）およびMSCIエマージング・マーケットズ・インデックス（配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI（国債）は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケットズ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（２）投資リスクに関する管理体制

委託会社およびJ Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。



（2025年3月末現在）

- ・ J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。また、投資ガイドラインの遵守状況の報告を受け、必要があれば是正を求めます。
- ・ 委託会社のコンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ 委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

流動性リスクの管理

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスクのモニタリングを行います。

委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンドおよびマザーファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。

委託会社のビジネス・コントロール・コミッティは、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

その他のリスク管理

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないように管理します。

J Pモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について

委託会社を含むJ Pモルガン・アセット・マネジメントは、ファンド（J Pモルガン・アセット・マネジメントが設定、設立、運用等を行っている投資信託等のファンドをいい、当ファンドを含みます。以下この項において同じ。）と、J Pモルガン・アセット・マネジメントの間において利益相反が生じる可能性を認識しており、その内容は以下のとおりです。

ファンドへの投資には、いくつかの実際の利益相反または潜在的利益相反が伴います。たとえば、委託会社等のファンドの運用を担当する者（以下「アドバイザー」といいます。）やその関係会社（この項においてあわせて「J Pモルガン」といいます。）は、様々な異なるサービスをファンドに提供します。ファンドはJ Pモルガンに報酬を支払います。その結果、J Pモルガンには、ファンドとの取り決めをする動機があり、その動機とファンドの最良の利益とのバランスをとろうとして、J Pモルガンは利益相反に直面します。J Pモルガンは、他の顧客の投資顧問会社としてサービスを提供する場合も、利益相反に直面し、他の顧客のために、アドバイザーがファンドのために行った投資判断とは異なる投資判断を行ったり、あるいはアドバイザーがファンドのために行った投資判断にマイナスの影響を与えるような投資判断を行うことがあります。さらに、アドバイザーの関係会社は、幅広い各種サービスと金融商品を顧客に提供しており、ファンドが現に投資しているか、将来投資する可能性のある世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ある場合においては、サービスや金融商品を顧客に提供することにより、これらの関係会社の活動は、ファンドにとっての不利益や制約となったり、これらの関係会社にとっては利益になったりします。アドバイザーは、ファンドのために有価証券を取引するアドバイザーの能力にマイナスの影響を及ぼす可能性のある、いわゆるインサイダー情報を入手することがあるかもしれません。J Pモルガンとファンドは、十分適切に利益相反を防止し、制限し、軽減できる方針と手順を採用しています。さらに、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす活動の多くは、法律によって制限されており、禁止されています。利益相反の詳細については、後記「潜在的利益相反」をご覧ください。

潜在的利益相反

J Pモルガンは、多数の投資一任運用サービスおよび投資助言運用サービスならびに金融商品を、機関投資家顧客と個人投資家に提供しています。さらに、J Pモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、今後投資する可能性のある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。投資者には、以下に記されている、J Pモルガンが投資運用サービスの運営にあたって直面することがある、潜在的および実際の利益相反を、慎重に確認していただく必要があります。J Pモルガンとファンドは、以下に述べる利益相反を防止し、制限し、軽減するように合理的に設計された方針と手順を採用しています。また、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす行為の多くは法律によって制限されているか、または禁止されています。

この記載は、起きうる潜在的な利益相反の完全な列挙または説明ではなく、またそれを意図したものでもありません。

複数の顧客のための代理行為 一般に、複数の顧客に投資運用サービスを提供して、随時、異なる投資アドバイスを異なる顧客に提供する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。たとえば、アドバイザーが運用する資産または口座（以下「他の口座」といいます。）が、ファンドが保有する有価証券と同一有価証券を空売りする場合、空売りが当該有価証券の市場価格が下がる原因となれば、アドバイザーは空売りを行った他の口座のためにファンドの運用成果を害したとみなされることがあります。さらに、一つ以上の他の口座が、ファンドが投資している金融商品または有価証券の発行体が発行する、別の種類の金融商品または有価証券に投資する場合、利益相反が起こることがあります。ある状況では、ファンドが投資している発行体について、他の口座においては異なる投資目的があったり、または権利を求めたり実行する可能性があり、これらの活動がファンドに悪い影響を与える可能性があります。たとえば、ファンドがある発行体の債券を保有し、他の口座が同じ発行体の株式を保有する場合に、その発行者が財務上または営業上の難局を経験したときは、ファンド（債券を保有する）は発行体の清算を求めるかもしれませんが、他方で他の口座（株式を保有する）は発行体の再建を選択するかもしれません。そのうえ、ファンドが投資する発行体は、ファンドからの投資資金を、J Pモルガンまたは他の口座に対する債務の返済につながる結果になる、借換や資本構成の再編成を行うために使うかもしれません。そのような借換または再編成の後、当該発行体の業績が向上しなければ、ファンドの運用成績は影響を受けますが、他の口座はもはや当該発行体に対し投資していないので、運用成績に影響がありません。利益相反は、破たんする発行体については大きなものとなります。債務超過、破産、再編または類似した手続きに関連して、J Pモルガンまたは他の口座が保有する他の権利や行動または立場によって、ファンドが取ることができる立場または行動が（適用される法、法廷その他によって）制限されることがあります。

他の口座が保有するポジション（持ち高）により、ファンドが保有するポジションの価値や価格が希薄化したり、ファンドが保有するポジションと関連した投資戦略の効果が薄れてしまったり、あるいはそのような価値、価格または投資戦略にマイナスの影響を及ぼすこともあります。たとえば、このような状況は、ファンドのための投資判断が、アドバイザーが異なる投資戦略に従う他の口座のために行う、またはアドバイザーの関係会社はその顧客の口座のために行うポートフォリオにおける投資決定のためにも使用される、企業調査等の情報に基づいて行われる場合に生じることがあります。他の口座またはアドバイザーの関係会社が運用する口座が、ファンドのためのポートフォリオにおける投資決定または戦略と類似した、ポートフォリオにおける投資決定または戦略を先だってまたは同時に実行する場合、（ポートフォリオにおける投資決定が同じ企業調査の分析またはその他の情報から由来する否かを問わず）、市場への影響、流動性の制約または他の要因によりファンドにとって不利な投資結果となる可能性があり、そして、そのようなポートフォリオにおける投資決定または戦略を実行する費用は増える可能性があり、あるいはそれ以外にファンドにとって不利な結果となる可能性があります。

ファンドに適切である投資機会は他の口座にとっても適切である場合があり、ファンドが望むとおり、それらの投資の配分を全てまたは一部分受けられるという保証はありません。アドバイザーは、成功報酬またはより高い運用報酬を支払い、かつファンドと同一または類似の運用戦略を採用するかまたはファンドとほぼ同様の資産に投資する他の口座を運用しているため、そのことがアドバイザーが（例えば、有価証券の取引にあたって）より高い報酬を支払う可能性のある口座を有利に扱う動機となる場合があります。

また、J Pモルガン、その取締役、役員または従業員も、自身の口座またはJ Pモルガンの自己勘定において、有価証券の売買等の取引をすることができます。J Pモルガンは、自己の裁量の範囲内で、顧客口座のために行ったものと（時点または投資決定もしくは行動の性質を含め）異なる投資決定や投資行動を、自己の勘定について行うことができます。さらに、アドバイザーは、J Pモルガンまたはその従業員が自己の口座、アドバイザーの自己勘定口座、アドバイザーの関係会社の自己勘定口座、またはアドバイザーの関係会社の顧客口座のために売買した有価証券と同一のものを、アドバイザーの顧客口座のために売買する義務を負いません。J Pモルガンとその取締役、役員および従業員は、自身の口座または自己勘定にとって有利となる、収入を得る等の動機があるため、利益相反に直面します。

一部のファンド・オブ・ファンズのポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズと類似の運用戦略を採用する単独運用の口座のポートフォリオ・マネージャーであるため、当該ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドの保有資産の状況を知り、また当該投資対象ファンドの投資戦略および投資手法についての知識を有することがあります。したがって、そのようなポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドへの投資配分のタイミングおよび金額の決定、ならびに投資先ファンドの選択にあたって、利益相反に直面します。また、J Pモルガンは、ある手数料を免除する場合、その免除により運用成績が向上する場合に、利益相反に直面します。

複数の業務機能での行為 J Pモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品とその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、投資する可能性がある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。J Pモルガンには通常これらの活動により報酬を得ることができますが、ファンドはそのような報酬を得ることはできません。サービスと金融商品をファンド以外の顧客に提供する際に、J Pモルガンは、一方でファンドのために推奨したり実施したことと、他方でJ Pモルガンの他の顧客のために推奨したり実施したことに関し、随時利益相反に直面します。たとえば、J Pモルガンは、多数の米国内外の人々および政府と、銀行業務およびその他の金融・アドバイス業務にかかる関係があり、そのような関係をさらに発展させようと努めています。J Pモルガンはまた、世界中で企業の潜在的な買い手と売り手に対し、アドバイスの提供・代理を行っています。ファンドは、J Pモルガンが代理するまたはJ Pモルガンと銀行業務もしくはその他の金融業務の関係がある企業に、投資しているか投資しようとする場合があります。また、J Pモルガンのある顧客は、ファンドを含むJ Pモルガンが利害関係を持つ法人等に投資することがあります。その顧客にサービスを提供する際に、J Pモルガンは、ファンドまたはファンドにおける投資と競争関係にあるか、さもなければ悪影響を与える行動を推奨することがあります。そのような関係がファンドが特定の取引を行うのを妨げることがあり、ファンドにおける投資の柔軟性を阻害することもあることも、ご理解いただく必要があります。

J Pモルガンは、ファンドに対して投資運用、資産保管、管理、会計処理、受益者管理その他のサービスを提供することにより補助的利益を得ており、そのようなサービスをファンドに提供することは、様々な関係者とJ Pモルガンの関係を強化し、さらなる事業開発を容易にし、J Pモルガンがさらなるビジネスを得て追加の収益を生み出すことを可能とする可能性があります。

ファンドに悪影響を与える参加 J Pモルガンがある市場へ参加することにより、または特定の顧客のためのJ Pモルガンの行動により、ファンドが当該市場で取引することが制限され、J Pモルガンは関係する利益に関して利益相反に直面することがあります。たとえば、ファンドと別のJ Pモルガンの顧客がそれぞれ、ある発行体の資本構成の異なる部分に投資する場合、債務処理の過程で「債務不履行事由（イベント・オブ・デフォルト）」を引き起こすべきかどうか、または、投資からどのように離脱するかは、利益相反となることがあります。前記「複数の顧客のための代理行為」もご参照ください。

優遇措置 アドバイザーは、特定のファンドまたは他の口座に関して、他のファンドに関して受領するよりも多くの報酬を受領することがあり、または特定の口座における運用成績が一部分反映して算出される報酬を受領することがあります。このことは、それらの口座を有利に取り扱う動機をアドバイザーとそのポートフォリオ・マネージャーに提供することとなり、利益相反を生じます。実際のまたは潜在的な利益相反は、ポートフォリオ・マネージャーが複数の口座またはファンドに運用責任を持っている場合にも生じ、例えばそれぞれのファンドまたは口座の運用に向ける時間や注意が不平等になることがあります。

発注の配分と一括 潜在的利益相反は、有価証券取引の発注の一括や、有価証券取引または投資機会の配分にあたっても生じます。J Pモルガンには、取引または投資する機会を特定の口座またはファンドに割り当てようとする動機があるため、一括発注された取引の配分（特に流通量が限られているために部分的にしか約定が成立しなかった場合）、および投資する機会の配分においては、潜在的な利益相反が生じます。たとえば、J Pモルガンには、その運用する口座を有価証券の公募に参加させる動機がありますが、それは当該参加によりJ Pモルガンへの当該公募における有価証券の全体的な配分を増やすこととなり得るためです。また、J Pモルガンがあるファンド・オブ・ファンズの運用を行うと共にその投資先ファンドも運用する場合、ファンド・オブ・ファンズの資産を投資先ファンドに配分するときには、ある種の潜在的利益相反に直面します。たとえば、J Pモルガンには、ファンド・オブ・ファンズの資産を、新しい投資先ファンドの設定時の当初資金とするために配分したり、または規模の小さい投資先ファンドであってJ Pモルガンに高い報酬を支払ってくれるもの、もしくはJ Pモルガンが設定時の当初資金を拠出しているものに配分する動機があります。

総合的持ち高限度 潜在的利益相反は、法律、規制、契約、内部方針等によってJ Pモルガンに課せられた投資規制のため、J Pモルガンが有価証券または他の金融商品のグループ全体での投資における持ち高制限を遵守する場合にも生じます。当該制限により、たとえ他の条件ではある有価証券または金融商品があるファンドの投資目的に適合していたとしても、そのファンドは当該有価証券または金融商品を購入できず、または将来購入できないこととなることがあります。たとえば、特定の種類の有価証券に対する関係会社である投資家による投資額合計に対する制限があり、当該制限は追加的な規制当局または社内の許可手続きなしには越えることができません。また、ファンドによるオプションの引き受けについての制限もあり、当該制限はアドバイザーが他の投資運用顧客のために引き受けるオプションの数量によって生じます。ある総所有基準額に達したり、またはある取引を行うことによって、ファンドが投資対象を購入もしくは売却し、または権利を行使し商取引を行うことは制限されます。

ソフトダラー アドバイザーは、統計情報の提供やその他の企業調査サービスの利用に対し、有価証券仲介取引により生じる手数料（いわゆる「ソフトダラー」）を特定のブローカーに支払う場合があります。統計情報やその他の企業調査は、ファンドのみでなくアドバイザーの他の顧客のために使われることがあり、また当該手数料を生じさせた口座以外の口座の運用に関連して使われることもあるので、アドバイザーは利益相反に直面します。

加えて、アドバイザーが統計情報やその他の企業調査サービスを入手するために、顧客口座から生じる売買委託手数料を使用する場合、アドバイザーは自分自身で当該統計情報やその他の企業調査サービスのために費用を捻出して支払う必要がないので、メリットを享受します。その結果、アドバイザーは、取引執行のために最低の費用とする目的ではなく、統計情報やその他の企業調査サービスを得るために、特定のブローカーを選択する動機を持つことがあります。

一部解約 J Pモルガンは、あるファンドに対し、自己資金で大きな資金拠出をしていることがあります。そのようなファンドにおいて、J Pモルガンが一部解約をなすべきか、またいつ一部解約をすべきかを決定するにあたり、ファンドおよび他の受益者に対する一部解約の影響を検討するとき、J Pモルガンは利益相反に直面します。J Pモルガンによるファンドの大規模な一部解約は、ファンドが（当該一部解約がなければ売却する必要のなかった）保有有価証券の売却をすることにつながり、キャピタル・ゲインの実現を加速し、取引費用が増えるという結果となるおそれがあります。大規模な一部解約は、ファンドの資産を大幅に減らすことがあり、流動性の減少と、（費用負担の上限が適用されるものの）費用負担率の上昇を引き起こします。

関係会社との取引 ファンドが他のファンドとまたはJ Pモルガンと、仕切売買または委託売買取引を行う場合、ファンドは利益相反の対象となります。

法律により許される範囲で、ファンドは、J Pモルガンと、J Pモルガンが自己勘定で自身のために行う取引（仕切売買取引）を行うことができ、J Pモルガンが取引の売り手・買い手の両当事者にアドバイスしつつ両当事者に対するブローカーとなる取引（クロス取引）を行うことができ、またJ Pモルガンが手数料を受け取る取引（委託売買取引）を行うことができます。仕切売買取引および委託売買取引は、J Pモルガンのみが単独で取引することにつながります。ファンドのために仕切売買または委託売買取引を行う場合、当該取引はJ Pモルガンに追加の報酬をもたらすため、J Pモルガンは利益相反に直面します。J Pモルガンは、これらの取引にかかわる関係者に対して、忠実義務と責任の分担が矛盾する関係になる可能性のある利益相反に直面します。

そのうえ、アドバイザーの関係会社は、電子コミュニケーション・ネットワークと代替トレーディング・システム（以下、あわせて「ECN」といいます。）に直接的または間接的な利害関係を有します。アドバイザーは、最良執行を追及するという信託義務に従って、アドバイザーの関係会社が利害関係を持つかまたは持つ可能性のあるECNを通じて、顧客のための取引を執行することがあります。このような場合、アドバイザーの関係会社は、ECNが請求する取引手数料を、ECNに対する出資割合に応じて間接的に得ることになります。

J Pモルガンがメンバーに含まれる有価証券の引受シンジケートが存在するときに、ファンドがその有価証券を購入する場合、J Pモルガンは利益相反に直面することとなります。それは、J Pモルガンは通常シンジケートにサービスを提供することにより手数料を受領し、場合によっては、ファンドが有価証券を購入する結果として、J Pモルガンが直接または間接的に金融取引上の義務から解放されることがあるからです。

関係会社である業務提供者 ファンドがJ Pモルガンの関係会社である業務提供者を使用する場合、J Pモルガンは利益相反に直面します。それは、関係会社を使用することで、J Pモルガンは全体としてより多額の手数料を受領することとなるからです。関係会社は、ファンドから報酬を得て、投資運用、資産保管、管理、会計処理および受益者管理サービスをファンドに対し提供します。同様に、アドバイザーがファンドのために融資枠を使用するまたは融資枠の条件を交渉すると決定した場合に、当該融資枠が関係会社によって提供されると、アドバイザーは利益相反に直面します。また、アドバイザーは、J Pモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズのために、その投資先となるアクティブ運用のファンドを選ぶ際には、J Pモルガン・グループ内のものからのみ選択することとなります。たとえ、当該ファンド・オブ・ファンズにとってより適切である可能性があり、または優れた収益を上げている、グループ関係にはない投資先ファンドがあったとしても、アドバイザーは、グループ関係にはない投資先ファンドで利用可能なものについて、検討や調査はしません。サービスをファンドに提供するJ Pモルガンの関係会社は、ファンドがJ Pモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドに含まれる場合、更に報酬を得ることにより利益を得ることとなります。

議決権行使 アドバイザーがファンドが保有する有価証券について議決権を行使する場合、潜在的利益相反が生じることがあります。議決権行使が、（J Pモルガンの持株会社である）J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの株式またはファンドの受益権について行われる場合、あるいは議決権行使についての管理者が、当該議決権行使にかかる議案について、J Pモルガンの関係会社が投資銀行として関与しているかまたは公正意見書を提供していることを表明している場合、利益相反が存在するとみなされます。そのような利益相反が確認される場合、議決権行使は、独立した第三者によって、アドバイザーの議決権行使ガイドラインに従うか、当該第三者自身のガイドラインを使用して、行使されます。アドバイザーがファンドの資産を、アドバイザーの顧客でもある企業の有価証券に投資する場合、またはアドバイザーまたはその関係会社と重要な取引関係がある企業の有価証券に投資する場合で、当該企業の経営陣に反対する議決権行使が当該企業とアドバイザーまたはその関係会社との取引関係を損ねるか影響する可能性があるとき、潜在的利益相反が起きることがあります。

融資 J Pモルガンは、ファンド間の融資またはJ Pモルガン・チェース銀行が提供する与信枠に関して利益相反に直面します。そのような融資や与信枠の提供は、J Pモルガンが1つのファンドの利益またはJ Pモルガン自身の利益を、他のファンドの利益より優先した場合、貸し手または借り手となるファンドを害することがあります。ファンドが有価証券貸出取引を実施する場合、アドバイザーの関係会社が有価証券貸出において業務提供者の役割を担う場合、あるいは有価証券貸出取引の一環で報酬を受領する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。

個人の取引 J Pモルガンとその取締役、役員、代理人または従業員のいずれかが、自身の口座で有価証券取引を行った場合、利益相反に直面します。それは、ファンドが取引するものと同じ有価証券を取引することで利益を得る可能性があり、それによりファンドには不利な影響を引き起こすことがあるからです。

評価 アドバイザーは、ファンドの資産評価方針に従ってファンド内の有価証券と資産を評価します。アドバイザーは、場合によっては、その関係会社が同様の資産について行った評価とは異なる評価をすることがあります。その理由には、当該関係会社が、アドバイザーとは共有しない評価技法・モデル等に関する情報を持っていることが含まれます。このようなことは、特に、市場の相場が容易に入手できない、または市場相場が値付け時の価値を表していない（例えば新興企業のもの）有価証券その他の資産について、公正価値の算出を行った場合に生じます。アドバイザーが運用会社等として受領する報酬金額に影響を与えるため、アドバイザーは資産の評価に際しても利益相反に直面します。

情報アクセス J Pモルガンの様々な他の事業の結果、関係会社は随時、ある市場と投資に関する情報を入手することがあります。当該情報は、アドバイザーが知ったとしたら、ファンドが保有する投資資産を処分、保持または追加するようになるようなものであり、またはファンドのために持ち高を持ちたくなるようなものです。しかし、J Pモルガン内部の情報隔壁により、それがファンドの運用に関係するとしても、アドバイザーはそのような情報に触れることを制限されます。そのような関係会社は、アドバイザーが利用できない情報に基づいても、ファンドとは異なる形で取引することができます。

アドバイザーが有価証券の発行体に関していわゆるインサイダー情報を入手するか、入手したとみなされた場合、当該情報が公開されるか重要とはみなされなくなるまで、アドバイザーはその発行体の有価証券を、ファンドを含む顧客のために購入・売却することを制限されます。（そのような発行体には、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドを含むことがあります。）

贈答・接待 アドバイザーの従業員は、時折、顧客、ブローカー等の仲介者またはファンドもしくはアドバイザーの業務提供者から、贈答・接待を受けることがあります。そのような贈答・接待は、アドバイザーの従業員の判断または従業員が業務を行う方法に影響を及ぼし、または影響を及ぼすことがあると見られる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.3%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料^{*}の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

* 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

- ② 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社	本店所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1 - 13 - 1

（注）国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

ただし、当ファンドの受益権の換金時において信託財産留保額^{*}として、換金申込日の基準価額に対し0.5%を乗じて得た額がかかります。

* 「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性に資するため、信託満前の解約に対し解約者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.683%（税抜1.53%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	年率0.803% (税抜0.73%)	年率0.77% (税抜0.70%)	年率0.11% (税抜0.10%)
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

1 以下の費用等を信託財産で負担します。

- ① 有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）^{*}ならびに外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）にかかる費用^{*}が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

^{*} 当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

- ② 外貨建資産に投資した場合には、外貨建資産の保管費用^{*}が実費でかかります。

^{*} 当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（後記2に該当するものを除きます。）、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

- ④ 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（R E I Tを含み、以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

(a) 運用報酬

(b) 運用に付随して発生する費用

(c) 法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、前記①から④までの費用等を負担します。

前記①から④までの費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。さらに、これらの費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよびマザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

2 信託事務の処理および監査に関する諸費用^{*}を信託財産で負担します。

^{*} 当該監査費用は、信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

委託会社は、信託事務の処理および監査に関する諸費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022%（税抜0.02%）（上限）を乗じて得た額、または年間330万円（税抜300万円）のいずれか少ない額を当該諸費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2025年5月末現在適用されるものです。

① 個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315%

（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

^{*} 2037年12月31日までの税率です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

^{*2} 2037年12月31日までの税率です。

（ハ）買取請求時

買取価額から取得費を控除した差益は、前記（ロ）一部解約時・償還時と同様の取扱いとなります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（二）損益通算についてをご参照ください。）詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（二）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の配当所得および譲渡所得、ならびにその他の上場株式等^{*2}の利子所得、配当所得および譲渡所得の各所得間において損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

^{*1} 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

^{*2} 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託ならびに特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（ホ）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度である「NISA」の適用対象となります。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。当ファンドは、NISAの対象ではありません。なお、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

上記は2025年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。買取請求の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

^{*} 2037年12月31日までの税率です。

- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が前記と異なる場合があります。
- ※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

（参考情報） ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率（①）	その他費用の比率（②）
年率1.70%	年率1.68%	年率0.02%

対象期間：2024年10月22日～2025年4月21日

※総経費率は、期中の運用・管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した数値です。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2025年5月9日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	11,094,185,351	100.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△9,062,277	△0.08
合計(純資産総額)		11,085,123,074	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。
親投資信託は、全て「G I M中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）G I M中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2025年5月9日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	13,989,277,050	98.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	152,397,536	1.08
合計(純資産総額)		14,141,674,586	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年5月9日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G I M中小型株オープン・マザー ファンド（適格機関投資家専用）	2,903,173,013	3.6059	10,468,551,568	3.8214	11,094,185,351	100.08

(参考) G I M中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(2025年5月9日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	132,800	4,512.00	599,193,600	4,860.00	645,408,000	4.56
2	日本	株式	日本酸素ホールディングス	化学	126,400	4,572.00	577,900,800	4,908.00	620,371,200	4.39
3	日本	株式	楽天銀行	銀行業	89,300	5,615.00	501,419,500	5,593.00	499,454,900	3.53
4	日本	株式	パン・パシフィック・インターナ ショナルホールディングス	小売業	103,400	4,400.00	454,960,000	4,516.00	466,954,400	3.30
5	日本	株式	ライフドリンク カンパニー	食料品	220,600	1,790.00	394,874,000	1,661.00	366,416,600	2.59
6	日本	株式	I H I	機械	29,300	10,145.00	297,248,500	12,495.00	366,103,500	2.59
7	日本	株式	アズビル	電気機器	274,700	1,165.50	320,162,850	1,272.50	349,555,750	2.47
8	日本	株式	スズキ	輸送用機器	187,500	1,607.00	301,312,500	1,794.00	336,375,000	2.38
9	日本	株式	B I P R O G Y	情報・通信業	59,300	4,711.13	279,370,251	5,500.00	326,150,000	2.31
10	日本	株式	きんでん	建設業	86,200	3,521.00	303,510,200	3,781.00	325,922,200	2.30
11	日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	181,900	1,515.00	275,578,500	1,674.50	304,591,550	2.15
12	日本	株式	セコム	サービス業	54,100	5,248.00	283,916,800	5,543.00	299,876,300	2.12
13	日本	株式	能美防災	電気機器	84,100	3,267.26	274,777,078	3,515.00	295,611,500	2.09
14	日本	株式	カブコン	情報・通信業	70,000	3,896.00	272,720,000	4,131.00	289,170,000	2.04
15	日本	株式	コスモス薬品	小売業	31,200	9,037.00	281,954,400	8,934.00	278,740,800	1.97
16	日本	株式	大栄環境	サービス業	90,800	2,954.00	268,223,200	3,035.00	275,578,000	1.95
17	日本	株式	アイカ工業	化学	75,600	3,292.00	248,875,200	3,553.00	268,606,800	1.90
18	日本	株式	大和工業	鉄鋼	31,600	8,140.00	257,224,000	8,476.00	267,841,600	1.89
19	日本	株式	ヨネックス	その他製品	111,400	2,325.00	259,005,000	2,378.00	264,909,200	1.87
20	日本	株式	ラクス	情報・通信業	105,600	2,189.00	231,158,400	2,327.50	245,784,000	1.74
21	日本	株式	日本アビオニクス	電気機器	82,900	2,932.00	243,062,800	2,912.00	241,404,800	1.71
22	日本	株式	ニチアス	ガラス・土石 製品	48,200	4,693.00	226,202,600	4,928.00	237,529,600	1.68
23	日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	77,500	2,700.00	209,250,000	3,063.00	237,382,500	1.68
24	日本	株式	S C S K	情報・通信業	50,500	3,911.64	197,538,114	4,334.00	218,867,000	1.55
25	日本	株式	スター・マイカ・ホールディングス	不動産業	222,300	989.00	219,854,700	946.00	210,295,800	1.49
26	日本	株式	花王	化学	31,500	5,975.00	188,212,500	6,431.00	202,576,500	1.43
27	日本	株式	日本瓦斯	小売業	78,000	2,529.00	197,262,000	2,592.00	202,176,000	1.43
28	日本	株式	ツムラ	医薬品	43,600	4,389.00	191,360,400	4,347.00	189,529,200	1.34
29	日本	株式	アシックス	その他製品	56,700	2,780.00	157,626,000	3,322.00	188,357,400	1.33
30	日本	株式	光通信	情報・通信業	4,300	40,270.00	173,161,000	41,330.00	177,719,000	1.26

種類別および業種別投資比率

(2025年5月9日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.08

(参考) G I M 中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(2025年5月9日現在)

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	建設業	3.81
		食料品	3.49
		化学	12.74
		医薬品	3.42
		ガラス・土石製品	2.88
		鉄鋼	1.89
		金属製品	4.56
		機械	6.28
		電気機器	8.28
		輸送用機器	3.04
		精密機器	2.07
		その他製品	3.56
		陸運業	0.78
		情報・通信業	13.10
		卸売業	1.46
		小売業	9.03
		銀行業	3.87
		証券、商品先物取引業	0.27
		保険業	2.69
		その他金融業	2.83
		不動産業	2.48
		サービス業	6.39
合計			98.92

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年5月9日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
38期	(2015年10月20日)	42,973	43,221	1.0401	1.0461
39期	(2016年4月20日)	36,818	36,818	1.0355	1.0355
40期	(2016年10月20日)	29,350	29,350	1.0103	1.0103
41期	(2017年4月20日)	21,983	22,626	1.0260	1.0560
42期	(2017年10月20日)	21,774	21,945	1.2739	1.2839
43期	(2018年4月20日)	22,365	22,686	1.3953	1.4153
44期	(2018年10月22日)	18,890	19,189	1.2633	1.2833
45期	(2019年4月22日)	17,320	17,320	1.2303	1.2303
46期	(2019年10月21日)	16,042	16,172	1.2359	1.2459
47期	(2020年4月20日)	13,214	13,214	1.1633	1.1633
48期	(2020年10月20日)	15,836	16,035	1.5896	1.6096
49期	(2021年4月20日)	15,543	15,817	1.7016	1.7316
50期	(2021年10月20日)	15,542	15,807	1.7553	1.7853
51期	(2022年4月20日)	10,867	10,867	1.2410	1.2410
52期	(2022年10月20日)	10,184	10,440	1.1890	1.2190
53期	(2023年4月20日)	10,020	10,271	1.1974	1.2274
54期	(2023年10月20日)	10,299	10,461	1.2775	1.2975
55期	(2024年4月22日)	10,915	11,070	1.4057	1.4257
56期	(2024年10月21日)	11,013	11,163	1.4711	1.4911
57期	(2025年4月21日)	10,524	10,524	1.4657	1.4657
	2024年5月末日	11,163	—	1.4439	—
	2024年6月末日	11,470	—	1.4940	—
	2024年7月末日	11,470	—	1.5076	—
	2024年8月末日	11,302	—	1.4937	—
	2024年9月末日	11,345	—	1.5068	—
	2024年10月末日	11,028	—	1.4666	—
	2024年11月末日	11,080	—	1.4865	—
	2024年12月末日	11,335	—	1.5351	—
	2025年1月末日	11,230	—	1.5295	—
	2025年2月末日	10,627	—	1.4585	—
	2025年3月末日	10,739	—	1.4840	—
	2025年4月末日	10,856	—	1.5124	—
	2025年5月9日	11,085	—	1.5521	—

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
38期	0.0060
39期	0.0000
40期	0.0000
41期	0.0300
42期	0.0100
43期	0.0200
44期	0.0200
45期	0.0000
46期	0.0100
47期	0.0000
48期	0.0200
49期	0.0300
50期	0.0300
51期	0.0000
52期	0.0300
53期	0.0300
54期	0.0200
55期	0.0200
56期	0.0200
57期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
38期	△0.2
39期	△0.4
40期	△2.4
41期	4.5
42期	25.1
43期	11.1
44期	△8.0
45期	△2.6
46期	1.3
47期	△5.9
48期	38.4
49期	8.9
50期	4.9
51期	△29.3
52期	△1.8
53期	3.2
54期	8.4
55期	11.6
56期	6.1
57期	△0.4

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
38期	5,666,860,901	9,777,838,260	41,316,200,184
39期	698,928,583	6,458,367,355	35,556,761,412
40期	204,795,618	6,710,215,329	29,051,341,701
41期	770,311,387	8,394,974,958	21,426,678,130
42期	861,947,263	5,195,882,419	17,092,742,974
43期	902,969,005	1,966,194,129	16,029,517,850
44期	327,499,511	1,404,152,398	14,952,864,963
45期	370,610,406	1,245,846,787	14,077,628,582
46期	36,552,720	1,133,329,243	12,980,852,059
47期	365,273,656	1,986,808,673	11,359,317,042
48期	90,382,964	1,487,368,288	9,962,331,718
49期	237,136,869	1,064,864,722	9,134,603,865
50期	181,053,313	461,424,794	8,854,232,384
51期	245,175,897	342,110,039	8,757,298,242
52期	47,256,986	239,485,611	8,565,069,617
53期	212,879,756	410,102,397	8,367,846,976
54期	207,013,245	512,125,384	8,062,734,837
55期	177,808,393	475,334,426	7,765,208,804
56期	108,324,534	386,892,532	7,486,640,806
57期	76,647,704	382,855,717	7,180,432,793

（注）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（am.jpmorgan.com/jp）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2025年5月9日	設定日	1996年10月31日
純資産総額	110億円	決算回数	年2回

基準価額・純資産の推移



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
*分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
53期	2023年4月	300
54期	2023年10月	200
55期	2024年4月	200
56期	2024年10月	200
57期	2025年4月	0
	設定来累計	11,660

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

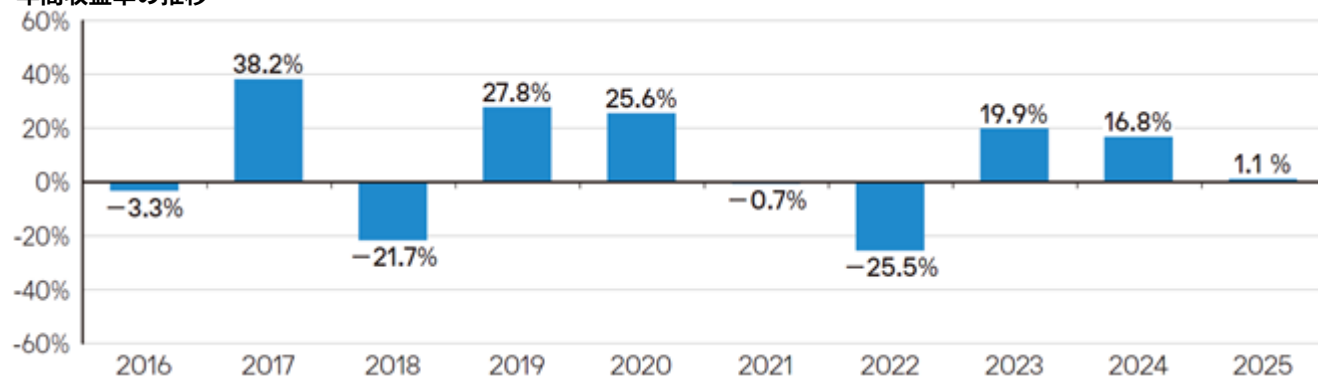
組入上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率*
1	三和ホールディングス	金属製品	4.6%
2	日本酸素ホールディングス	化学	4.4%
3	楽天銀行	銀行業	3.5%
4	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	3.3%
5	ライフドリンクカンパニー	食料品	2.6%
6	IHI	機械	2.6%
7	アズビル	電気機器	2.5%
8	スズキ	輸送用機器	2.4%
9	BIPROGY	情報・通信業	2.3%
10	きんでん	建設業	2.3%

業種別構成状況

業種	投資比率※
情報・通信業	13.1%
化学	12.8%
小売業	9.0%
電気機器	8.3%
サービス業	6.4%
その他	49.4%

年間収益率の推移



*年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

*2025年の年間収益率は前年末営業日から2025年5月9日までのものです。

*当ページにおける「ファンド」は、JPM中小型株オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

② 申込価格

取得申込日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

③ 申込単位

（a）「一般コース」：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

（b）「自動けいぞく投資コース」：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位^{*}とします。

^{*} 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

自動けいぞく投資契約に加えて、別途、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約を取交わした場合、当該契約で規定する取得申込みの単位によるものとします。

「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無等、詳細については、販売会社にお問い合わせください。

④ 受渡方法

（a）取得申込代金の支払いについて

投資者は、取得申込日から起算して4営業日目までに取得申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、前記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

取得申込みの受付は、原則として、午後3時30分までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の取得申込みとして取扱います。

⑥ 緊急事態発生時における受付の中止

委託会社は、天災や、電気・通信情報設備の機能停止等の不測の事態が生じ、有価証券が取引される市場における取引の停止や異常な混乱等の緊急事態が発生した場合、当ファンドへの追加信託を行うことが当ファンドの適正な運営を害すると判断したときは、やむを得ず取得申込みの受付を中止することがあります。

⑦ 申込取扱場所

申込取扱場所	本店所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋 1 - 13 - 1

（注）国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

2【換金（解約）手続等】

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて受付けます。

換金方法は、解約請求と買取請求による方法があります。

以下②から⑥までの記載は、解約請求の場合のものです。買取請求による換金価格等については、販売会社にお問い合わせください。

② 換金価格

換金申込日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。

（課税については、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 （5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社にお問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 ⑦申込取扱場所」をご参照ください。

換金時に手数料はかかりません。

③ 信託財産留保額

換金申込日の基準価額に対し0.5%を乗じて得た額とします。

④ 換金単位

「一般コース」：1口単位または1円単位とします。

「自動けいぞく投資コース」：1口単位または1円単位とします。

⑤ 受渡方法

（a）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して4営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

(b) 受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券をお手許で保有されている方は、換金申込みに際して個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますのでご注意ください。

⑥ 受付時間

換金申込みの受付は、原則として、午後3時30分までに、換金申込みが行われかつ当該換金申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の換金申込みとして取扱います。

⑦ その他注意点

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1顧客当たり10億円を超える一部解約はできません。また、別途大口の換金には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】**

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社	本店所在地
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1

（注）国内の全ての本・支店等において申込みおよび払込みの取扱いを行います。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

1996年10月31日から2031年10月20日（休業日の場合は翌営業日）までです。

ただし、後記「（５）その他 ①信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託約款を変更し、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年４月２１日から１０月２０日まで、および１０月２１日から翌年４月２０日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は、原則として毎年４月２０日および１０月２０日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

① 信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（a）信託契約の解約

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより当ファンドの受益権の総口数が当初設定口数の10分の1を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の場合において、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知れている受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a. の信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、前記d. により当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 前記c. からe. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c. の一定の期間が一月を下らないこととすることが困難な場合には適用しません。

（注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（b）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「②信託約款の変更」の規定にしたがいます。

（c）委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「②信託約款の変更」で受益者による反対が受益権総口数の二分の一を超える場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、前記（a）の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(c) 前記（b）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対し異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 前記（c）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（a）の信託約款の変更をしません。

(e) 委託会社は、前記（d）により信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(f) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前記（a）から（e）までの規定にしたがいます。

（注）委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。また、運用報告書（全体版）のすべての内容を委託会社のホームページに掲載することで、委託会社は運用報告書（全体版）にかかる情報を電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面による運用報告書（全体版）にかかる情報の提供の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について

委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。ただし、受益者が、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票（当ファンドが振替受益権化される以前に発行されたもの）を保有している場合には、その収益分配金交付票と引換えに当該収益分配金を受益者に支払います。また、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。当ファンドが振替受益権化される以前に発行された当ファンドの受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から当該受益証券と引き換えに当該受益者に支払われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

（４）反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な内容の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「３ 資産管理等の概要 （５）その他 ①信託の終了等」または「②信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

（５）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第57期計算期間（2024年10月22日から2025年4月21日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPM中小型株オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第56期 (2024年10月21日現在)	第57期 (2025年4月21日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	11,258,568,671	10,617,871,143
未収入金	7,468,772	901,932
流動資産合計	11,266,037,443	10,618,773,075
資産合計	11,266,037,443	10,618,773,075
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	149,732,816	—
未払解約金	7,468,772	901,932
未払受託者報酬	6,122,916	6,014,414
未払委託者報酬	87,557,566	86,006,065
その他未払費用	1,224,521	1,202,818
流動負債合計	252,106,591	94,125,229
負債合計	252,106,591	94,125,229
純資産の部		
元本等		
元本	※1 7,486,640,806	※1 7,180,432,793
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,527,290,046	3,344,215,053
（分配準備積立金）	4,353,377,511	4,154,573,742
元本等合計	11,013,930,852	10,524,647,846
純資産合計	11,013,930,852	10,524,647,846
負債純資産合計	11,266,037,443	10,618,773,075

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第56期 （自 2024年4月23日 至 2024年10月21日）	第57期 （自 2024年10月22日 至 2025年4月21日）
営業収益		
有価証券売買等損益	752,637,388	57,411,989
営業収益合計	752,637,388	57,411,989
営業費用		
受託者報酬	6,122,916	6,014,414
委託者報酬	87,557,566	86,006,065
その他費用	1,224,521	1,202,818
営業費用合計	94,905,003	93,223,297
営業利益又は営業損失（△）	657,732,385	△35,811,308
経常利益又は経常損失（△）	657,732,385	△35,811,308
当期純利益又は当期純損失（△）	657,732,385	△35,811,308
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	21,603,822	5,650,961
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,150,273,915	3,527,290,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	45,134,566	36,153,666
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	45,134,566	36,153,666
剰余金減少額又は欠損金増加額	154,514,182	177,766,390
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	154,514,182	177,766,390
分配金	※1 149,732,816	※1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,527,290,046	3,344,215,053

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2024年10月20日が休日のため、信託約款第40条により、第56期計算期間末日を2024年10月21日としております。また、2025年4月20日が休日のため、第57期計算期間末日を2025年4月21日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第56期 (2024年10月21日現在)	第57期 (2025年4月21日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第56期 (2024年10月21日現在)	第57期 (2025年4月21日現在)
※ 1 期首元本額	7,765,208,804円	7,486,640,806円
期中追加設定元本額	108,324,534円	76,647,704円
期中一部解約元本額	386,892,532円	382,855,717円
受益権の総数	7,486,640,806口	7,180,432,793口
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.4711円 (14,711円)	1.4657円 (14,657円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第56期 (自 2024年4月23日 至 2024年10月21日)	第57期 (自 2024年10月22日 至 2025年4月21日)
※ 1 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	82,870,670円	19,003,090円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	—円	—円
収益調整金額	4,714,011,467円	4,563,581,050円
分配準備積立金額	4,420,239,657円	4,135,570,652円
当ファンドの分配対象収益額	9,217,121,794円	8,718,154,792円
当ファンドの期末残存口数	7,486,640,806口	7,180,432,793口
1万口当たり収益分配対象額	12,311.42円	12,141.54円
1万口当たり分配金額	200.00円	—円
収益分配金金額	149,732,816円	—円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 G I M中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

	第56期 (2024年10月21日現在)	第57期 (2025年4月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第56期 (2024年10月21日現在)	第57期 (2025年4月21日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価 差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価 差額（円）
親投資信託受益証券	730,265,187	51,235,740
合計	730,265,187	51,235,740

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表（2025年4月21日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	G I M 中小型株オープン・マザーファンド (適格機関投資家専用)	2,944,582,807	10,617,871,143	
合計			2,944,582,807	10,617,871,143	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「G I M中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I M中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(2024年10月21日現在)	(2025年4月21日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		324,379,484	445,629
コール・ローン		—	235,597,885
株式		13,716,202,750	13,150,443,520
未収入金		—	28,213,774
未収配当金		98,649,463	117,390,190
未収利息		—	2,259
流動資産合計		14,139,231,697	13,532,093,257
資産合計		14,139,231,697	13,532,093,257
負債の部			
流動負債			
未払金		20,210,306	—
未払解約金		7,468,772	20,978,483
流動負債合計		27,679,078	20,978,483
負債合計		27,679,078	20,978,483
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	3,931,792,341	3,746,922,308
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		10,179,760,278	9,764,192,466
元本等合計		14,111,552,619	13,511,114,774
純資産合計		14,111,552,619	13,511,114,774
負債純資産合計		14,139,231,697	13,532,093,257

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年10月21日現在)	(2025年4月21日現在)
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年10月21日現在)	(2025年4月21日現在)
※1期首元本額	4,157,362,998円	3,931,792,341円
期中追加設定元本額	77,111,543円	111,093,121円
期中解約元本額	302,682,200円	295,963,154円
元本の内訳（注）		
JPM中小型株オープン	3,136,877,956円	2,944,582,807円
JPM中小型株オープン（野村SMA向け）	155,209,701円	155,246,459円
JPM中小型株オープン（野村SMA・EW向け）	639,704,684円	647,093,042円
合 計	3,931,792,341円	3,746,922,308円
受益権の総数	3,931,792,341口	3,746,922,308口
1口当たりの純資産額	3.5891円	3.6059円
（1万口当たりの純資産額）	（35,891円）	（36,059円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式であります。当ファンドが保有した金融商品には、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

	(2024年10月21日現在)	(2025年4月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2024年10月21日現在)	(2025年4月21日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	774,374,505	△115,990,342
合計	774,374,505	△115,990,342

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（2025年4月21日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
日本円	きんでん	86,200	3,521.00	303,510,200	
	九電工	32,200	4,803.00	154,656,600	
	ライフドリンク カンパニー	220,600	1,790.00	394,874,000	
	アリアケジャパン	22,200	6,110.00	135,642,000	
	クラレ	62,700	1,598.00	100,194,600	
	石原産業	27,900	1,635.00	45,616,500	
	大阪ソーダ	45,400	1,555.00	70,597,000	
	日本酸素ホールディングス	126,400	4,572.00	577,900,800	
	アイカ工業	75,600	3,292.00	248,875,200	
	花王	31,500	5,975.00	188,212,500	
	日本ペイントホールディングス	117,600	1,042.50	122,598,000	
	中国塗料	23,800	1,904.00	45,315,200	
	高砂香料工業	15,100	6,300.00	95,130,000	
	メック	54,600	2,000.00	109,200,000	
	ニフコ	36,200	3,427.00	124,057,400	
	ツムラ	43,600	4,389.00	191,360,400	
	キッセイ薬品工業	37,400	3,780.00	141,372,000	
	サワイグループホールディングス	69,700	1,971.00	137,378,700	
	MARUWA	5,200	25,525.00	132,730,000	
	ニチアス	48,200	4,693.00	226,202,600	
	大和工業	31,600	8,140.00	257,224,000	
	三和ホールディングス	132,800	4,512.00	599,193,600	
	DMG森精機	55,100	2,260.00	124,526,000	
	ヤマシンフィルタ	137,600	500.00	68,800,000	
	アマノ	32,100	3,817.00	122,525,700	
	三井E&S	84,100	1,550.00	130,355,000	
	I H I	29,300	10,145.00	297,248,500	
	ルネサスエレクトロニクス	33,800	1,560.50	52,744,900	
	能美防災	73,600	3,260.00	239,936,000	
	パナソニック ホールディングス	93,000	1,511.00	140,523,000	
	アズビル	274,700	1,165.50	320,162,850	
	メガチップス	12,800	4,070.00	52,096,000	
	日本アビオニクス	82,900	2,932.00	243,062,800	
	スズキ	187,500	1,607.00	301,312,500	
	シマノ	4,700	20,285.00	95,339,500	
	理研計器	17,900	2,475.00	44,302,500	
	タムロン	49,200	3,050.00	150,060,000	
	セイコーグループ	21,100	3,530.00	74,483,000	
	ヨネックス	111,400	2,325.00	259,005,000	
	アシックス	56,700	2,780.00	157,626,000	
	美津濃	19,500	2,447.00	47,716,500	
	東京地下鉄	36,500	2,086.50	76,157,250	
	九州旅客鉄道	28,600	3,748.00	107,192,800	
	ブロードリーフ	123,300	666.00	82,117,800	
	GMOペイメントゲートウェイ	5,300	9,106.00	48,261,800	
	I Gポート	21,600	2,147.00	46,375,200	
	ラクス	105,600	2,189.00	231,158,400	
	Appier Group	55,800	1,239.00	69,136,200	
	野村総合研究所	22,300	5,423.00	120,932,900	
	大塚商会	25,700	3,053.00	78,462,100	
	東映アニメーション	41,000	3,460.00	141,860,000	

	B I P R O G Y	47,700	4,578.00	218,370,600	
	光通信	4,300	40,270.00	173,161,000	
	カプコン	70,000	3,896.00	272,720,000	
	S C S K	32,500	3,706.00	120,445,000	
	マクニカホールディングス	53,300	1,817.00	96,846,100	
	アズワン	17,600	2,313.50	40,717,600	
	サンリオ	13,100	5,785.00	75,783,500	
	コスモス薬品	31,200	9,037.00	281,954,400	
	良品計画	28,200	4,942.00	139,364,400	
	パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	103,400	4,400.00	454,960,000	
	日本瓦斯	78,000	2,529.00	197,262,000	
	Genky Drug Stores	44,700	3,130.00	139,911,000	
	楽天銀行	89,300	5,615.00	501,419,500	
	住信SBIネット銀行	14,100	3,790.00	53,439,000	
	マネックスグループ	53,800	668.00	35,938,400	
	MS&ADインシュアランスグループホール ディングス	43,900	2,970.00	130,383,000	
	T&Dホールディングス	77,500	2,700.00	209,250,000	
	三菱HCキャピタル	94,200	971.10	91,477,620	
	日本取引所グループ	181,900	1,515.00	275,578,500	
	スター・マイカ・ホールディングス	222,300	989.00	219,854,700	
	パーク24	68,000	1,995.50	135,694,000	
	総合警備保障	123,000	1,135.50	139,666,500	
	ジャパンマテリアル	56,600	1,030.00	58,298,000	
	リログループ	112,200	1,876.00	210,487,200	
	大栄環境	90,800	2,954.00	268,223,200	
	セコム	54,100	5,248.00	283,916,800	
小計	銘柄数：	77		13,150,443,520	
	組入時価比率：	97.3%		100.0%	
合計				13,150,443,520	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（ロ）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年5月9日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	11,142,360,948	円
II 負債総額	57,237,874	円
III 純資産総額(I - II)	11,085,123,074	円
IV 発行済口数	7,141,943,856	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.5521	円

(参考) G I M 中小型株オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(2025年5月9日現在)

種類	金額	単位
I 資産総額	14,312,576,108	円
II 負債総額	170,901,522	円
III 純資産総額(I - II)	14,141,674,586	円
IV 発行済口数	3,700,654,719	口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	3.8214	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 前記(1)の申請があった場合には、前記(1)の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 前記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (2) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- (3) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額（2025年5月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

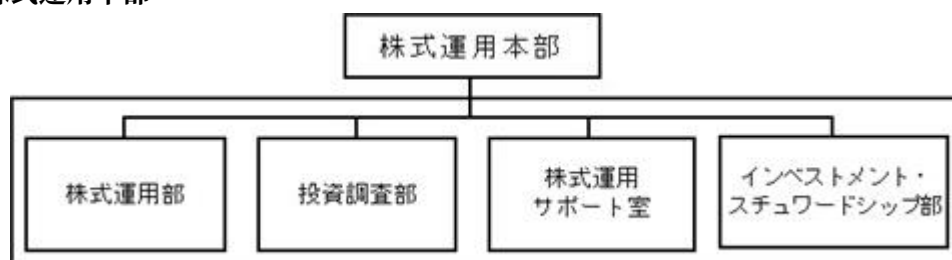
また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項（リスク管理に関する事項を除きます。）：経営委員会

（ロ）リスク管理上の重要な事項：ビジネス・コントロール・コミッティ

③ 投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部



（a）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部、株式運用サポート室およびインベストメント・スチュワードシップ部で構成されます。

（b）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

（c）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。

（d）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（b）の株式運用部にその結果を提供します。

（e）インベストメント・スチュワードシップ部は、以下の業務を行います。

1. スチュワードシップ活動（企業とのエンゲージメント、議決権行使等）を統括します。

2. スチュワードシップ活動に関して、株式運用部、投資調査部への助言、サポートを行います。

3. スチュワードシップ活動に関して、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点との連携を行います。

（ロ）前記（イ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2025年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2025年5月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	53	828,135
公募単位型株式投資信託	—	—
公募追加型債券投資信託	—	—
公募単位型債券投資信託	—	—
私募投資信託	74	5,204,419
総合計	127	6,032,554
親投資信託	43	—

（注）百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	16,673,933	17,458,418
前払費用	10,082	10,644
未収入金	1,603	2,574
未収委託者報酬	1,987,338	2,336,203
未収収益	3,061,883	2,760,032
その他	15,682	121
流動資産合計	21,750,524	22,567,995
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	60,000	60,000
投資有価証券	681,717	564,022
敷金保証金	37,171	33,029
前払年金費用	228,037	271,593
繰延税金資産	1,039,201	1,027,949
その他	5,500	5,500
投資その他の資産合計	2,051,627	1,962,094
固定資産合計	2,051,627	1,962,094
資産合計	23,802,152	24,530,090
負債の部		
流動負債		
預り金	213,331	318,901
未払金	2,978,383	1,767,556
未払手数料	906,271	1,023,384
その他未払金	2,072,111	744,172
未払費用	132,370	337,070
未払法人税等	1,292,546	1,326,824
賞与引当金	1,173,672	1,227,784
役員賞与引当金	97,026	93,007
流動負債合計	5,887,331	5,071,146
固定負債		
長期未払金	242,772	271,705
賞与引当金	789,791	781,573
役員賞与引当金	140,155	127,648
固定負債合計	1,172,719	1,180,926
負債合計	7,060,050	6,252,073

(単位：千円)

	第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,490,425	15,026,340
利益剰余金合計	13,524,101	15,060,016
株主資本合計	16,742,101	18,278,016
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	0
評価・換算差額等合計	—	0
純資産合計	16,742,101	18,278,017
負債・純資産合計	23,802,152	24,530,090

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,499,412	11,322,859
運用受託報酬	9,557,667	10,527,583
投資助言報酬	813,173	2,431,087
業務受託報酬	2,744,580	3,080,877
その他営業収益	277,179	322,864
営業収益合計	23,892,013	27,685,272
営業費用		
支払手数料	5,192,430	5,572,838
広告宣伝費	102,192	143,966
調査費	3,404,975	3,411,811
委託調査費	3,023,575	2,892,042
調査費	377,411	516,298
図書費	3,988	3,470
委託計算費	269,987	289,112
営業雑経費	133,374	131,943
通信費	6,615	7,350
印刷費	96,034	93,620
協会費	30,724	30,972
営業費用合計	9,102,961	9,549,672
一般管理費		
給料	5,707,205	6,706,266
役員報酬及び賞与	338,638	321,547
給料・手当	2,999,251	3,239,271
賞与	1,127,025	1,899,386
賞与引当金繰入額	1,172,792	1,169,682
役員賞与引当金繰入額	69,497	76,377
福利厚生費	387,162	430,971
交際費	9,346	12,728
寄付金	456	670
旅費交通費	140,310	198,018
租税公課	171,364	220,229
不動産関連費用	879,560	921,620
退職給付費用	215,497	210,077
退職金	91,987	131,143
消耗器具備品費	7,934	11,337
事務委託費	221,828	199,208
関係会社等配賦経費	2,431,843	2,979,703
諸経費	71,029	94,517
一般管理費合計	10,335,527	12,116,492
営業利益	4,453,525	6,019,106

(単位：千円)

		第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
営業外収益			
受取配当金	※ 1	250,008	310,792
投資有価証券売却益		544	43
受取利息	※ 1	92	0
その他営業外収益		32,909	49,578
営業外収益合計		283,554	360,414
営業外費用			
投資有価証券売却損		178	5
為替差損		57,620	33,267
その他営業外費用		89	11,658
営業外費用合計		57,887	44,931
経常利益		4,679,192	6,334,590
税引前当期純利益		4,679,192	6,334,590
法人税、住民税及び事業税		1,697,341	2,087,423
法人税等調整額		△161,534	11,251
法人税等合計		1,535,806	2,098,675
当期純利益		3,143,385	4,235,915

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,347,039	15,380,716	18,598,716
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△5,000,000	△5,000,000	△5,000,000
当期純利益	—	—	—	—	3,143,385	3,143,385	3,143,385
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△1,856,614	△1,856,614	△1,856,614
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	13,490,425	13,524,101	16,742,101

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	173	173	18,598,889
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△5,000,000
当期純利益	—	—	3,143,385
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△173	△173	△173
当期変動額合計	△173	△173	△1,856,787
当期末残高	—	—	16,742,101

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	13,490,425	13,524,101	16,742,101
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	△2,700,000	△2,700,000	△2,700,000
当期純利益	—	—	—	—	4,235,915	4,235,915	4,235,915
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	1,535,915	1,535,915	1,535,915
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,026,340	15,060,016	18,278,016

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
当期首残高	—	—	16,742,101
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△2,700,000
当期純利益	—	—	4,235,915
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,535,915
当期末残高	0	0	18,278,017

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬：当該報酬は、対象顧客との契約に基づき、提供する投資アドバイスに対する固定報酬または運用資産に対する一定割合として算定し、契約期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：投資一任および投資助言に関する成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークやその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。いずれの報酬も、契約に基づき支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

損益計算書関係

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含まれていた投資助言報酬は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「投資助言報酬」として掲記することとしております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「運用受託報酬」に表示していた813,173千円は、「投資助言報酬」として組替えております。

（貸借対照表関係）

関係会社に対する資産及び負債

第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。	関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

（損益計算書関係）

※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
関係会社からの受取利息	92千円	一千円
関係会社からの受取配当金	250,000千円	260,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,000,000	88,865	2023年3月31日	2023年6月28日

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	47,987	2024年3月31日	2024年6月25日

（リース取引関係）

第34期 （自2023年4月1日 至2024年3月31日）		第35期 （自2024年4月1日 至2025年3月31日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	1,651千円	1年以内	1,646千円
1年超	2,340千円	1年超	685千円
合計	3,991千円	合計	2,332千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行により分別管理されている信託財産から回収され、一般債権とは異なり、信用リスクは極めて低いと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

投資有価証券のうち、上述のシードキャピタルは、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は建物等の賃貸契約に関連する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

- (1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注2）参照）。

第34期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	242,772	242,772	—
負債計	242,772	242,772	—

（注1）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	681,717

第35期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	271,705	271,705	—
負債計	271,705	271,705	—

（注1）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	564,012

（2）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品以外の金融商品

第34期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	—	242,772	—	242,772
負債計	—	242,772	—	242,772

第35期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	—	271,705	—	271,705
負債計	—	271,705	—	271,705

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	16,673,933	—	—	—
未収委託者報酬	1,987,338	—	—	—
未収収益	3,061,883	—	—	—
合計	21,723,155	—	—	—

第35期（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,458,418	—	—	—
未収委託者報酬	2,336,203	—	—	—
未収収益	2,760,032	—	—	—
合計	22,554,655	—	—	—

（有価証券関係）

1. 関係会社株式

関係会社株式（第34期の貸借対照表計上額は60,000千円、第35期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期（2024年3月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）（貸借対照表計上額 681,717千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

第35期（2025年3月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）（貸借対照表計上額 564,012千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	10	10	0
合計		10	10	0

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	3,985	544	△178

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	2,100	43	△5

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

2. キャッシュバランス型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,552,554	1,729,556
勤務費用	152,793	168,347
利息費用	17,854	25,078
数理計算上の差異の発生額	101,633	△114,945
退職給付の支払額	△95,278	△124,168
過去勤務費用の当期発生額	—	20,293
退職給付債務の期末残高	1,729,556	1,704,161

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
	(千円)	(千円)
年金資産の期首残高	1,813,116	2,046,891
期待運用収益	9,972	14,328
数理計算上の差異の発生額	151,080	△22,434
事業主からの拠出額	168,000	196,976
退職給付の支払額	△95,278	△124,168
年金資産の期末残高	2,046,891	2,111,592

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
	(千円)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,729,556	1,704,161
年金資産	△2,046,891	△2,111,592
	△317,334	△407,430
未認識数理計算上の差異	89,297	135,837
未認識過去勤務費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△228,037	△271,593
前払年金費用	△228,037	△271,593
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△228,037	△271,593

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
	(千円)	(千円)
勤務費用	152,793	168,347
利息費用	17,854	25,078
期待運用収益	△9,972	△14,328
数理計算上の差異の費用処理額	△8,283	△25,676
過去勤務債務の費用処理額	—	—
その他（注1）	7,313	△187
キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用（注2）	159,705	153,234

（注1）その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

（注2）当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
債券	31%	25%
現金及び預金等	69%	75%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	1.15%	1.45%
長期期待運用収益率	0.55%	0.70%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第34期事業年度55,792千円、第35期事業年度56,842千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
賞与引当金	585,906	576,669
未払費用	110,803	121,567
未払事業税	72,564	74,447
長期前払費用	119,206	122,709
減価償却超過額	220,363	215,581
その他	5,741	5,692
繰延税金資産小計	1,114,582	1,116,667
評価性引当額	△5,556	△5,556
繰延税金資産合計	1,109,026	1,111,111
繰延税金負債		
繰延税金負債合計	△69,825	△83,161
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	1,039,201	1,027,949

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第34期 (2024年3月31日)	第35期 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.89%	4.17%
外国子会社配当等永久に益金に算入されない項目	△1.64%	△1.50%
住民税等均等割	0.05%	0.03%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△0.24%
過年度法人税等	△0.12%	0.06%
その他	0.02%	△0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.82%	33.12%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、2026年4月開始事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しています。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は15百万円増加し、法人税等調整額は15百万円減少しました。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	10,499,412	8,325,288	813,173	2,744,580	277,179	22,659,635
成功報酬	—	1,232,378	—	—	—	1,232,378
合計	10,499,412	9,557,667	813,173	2,744,580	277,179	23,892,013

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	11,322,859	10,162,792	1,045,379	3,080,877	322,864	25,934,773
成功報酬	—	364,790	1,385,708	—	—	1,750,499
合計	11,322,859	10,527,583	2,431,087	3,080,877	322,864	27,685,272

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	10,499,412	9,557,667	813,173	2,744,580	277,179	23,892,013

2. 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	その他	合計
13,679,111	3,389,037	6,823,865	23,892,013

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,364,483	資産運用業

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,322,859	10,527,583	2,431,087	3,080,877	322,864	27,685,272

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	英国	香港	その他	合計
16,011,271	3,228,011	2,862,604	5,583,384	27,685,272

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,206,630	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	2,774,619	資産運用業

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第34期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	J Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	240,253 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	—	—	未払金	469,971

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はJ Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社 が同一である 会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,902,015	未収収益	276,530
							調査費	1,900,307	未払金	468,034
最終的な親会社 が同一である 会社	J.P. Morgan Investment Management Inc.	米国 ニューヨーク	4.5百万 米ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	業務受託報酬	1,613,740	未収収益	172,783
							調査費	1,030,619	未払金	732,524

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬、業務受託報酬及び調査費に関しては、運用の再委託や業務委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約や業務委託契約を結んで行っております。

第35期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	J Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国 ニューヨーク	240,964 百万米ドル	持株会社	被所有 間接 100%	人件費の立替	—	—	未払金	485,685

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はJ Pモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	24百万 ポンド	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,638,154	未収収益	288,008
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	香港 セントラル	2,790 百万香港 ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,468,598	未収収益	215,435

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接親会社 J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

最終的な親会社 J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニー（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）

（1 株当たり情報）

	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり純資産額	297,558.01円	324,855.90円
1株当たり当期純利益	55,867.51円	75,285.08円

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第34期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	第35期 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
損益計算書上の当期純利益	3,143,385千円	4,235,915千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	3,143,385千円	4,235,915千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

（重要な後発事象に関する注記）

該当ありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- （１）定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
- （２）訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

- ① 名 称 野村信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 50,000百万円（2024年3月末現在）
- ③ 事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (2025年4月末現在)	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

（2）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

受託会社および販売会社との間に直接的な資本関係はありません。

第3【その他】

- （1）交付目論見書および請求目論見書は、以下の記載をすることがあります。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

- ① 交付目論見書および請求目論見書の表紙または裏表紙に図案、委託会社のロゴおよび管理番号等を記載することがあります。
- ② 交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月を記載することがあります。
- ③ 交付目論見書および請求目論見書の表紙に、使用開始年月日を記載します。

（２）交付目論見書の表紙、表紙裏または手続・手数料等お申込みメモに、以下の項目について記載します。

- ① 委託会社の照会先（電話番号および受付時間、ホームページアドレス）。
- ② 当ファンドの課税上の取扱い。
- ③ 当ファンドの販売会社および基準価額等の詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できる旨。
- ④ 金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される請求目論見書は、委託会社のホームページに掲載されており、当ファンドの投資信託約款は請求目論見書に添付されている旨。
- ⑤ 交付目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨。
- ⑥ 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
- ⑦ 「ご購入に際しては、交付目論見書の内容を十分にお読みください。」という旨。

（３）請求目論見書の表紙または表紙の次に、以下の項目について記載します。

- ① 請求目論見書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」および第三部「委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第3項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨。
- ② 当ファンドの課税上の取扱い。

（４）請求目論見書は、以下の項目について記載します。

- ① 投資信託約款の全文を請求目論見書に記載します。なお、請求目論見書の記載項目と重複する項目については、投資信託約款を参照すべき旨を記載することで、届出書の内容の記載に代えることがあります。
- ② 請求目論見書に記載された用語の一部を解説し、「基本用語の解説」として記載します。

（５）交付目論見書に記載する運用実績は、データを適時更新することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高見 昂 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 高見 昂 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM中小型株オープンの2024年10月22日から2025年4月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM中小型株オープンの2025年4月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。